

東氏の計算 では農家の庭先相場が十八圓のものが、小賣價格二十八圓となるが、運賃・貯蔵・保管費・精米費・搗減り等の中間費は三、四圓内外であるから、中間商人が六、七圓を収める云々。

米の專賣制度を行つた場合、果して自由取引の場合より米價が安くなるかどうかは、賣價の定め方如何に因るのであるが、賣價を「買價プラス實際の配給費」とする方針としても、それが安いか高いかは、買收價格の高低の外、配給組織と實行方法如何にも因るから、實行の後でなければ精確には解らぬわけだ。實行の曉に於ても、官有物を無償又は低價で利用したり、商人の納税額が消滅するやうな表面に現はれぬ費目もあるから、よほど精密に調査しなければ解かるものではない。又單に米價だけを比較して見ても、同じ年度に自由賣買にしたら、何程となるか解らぬから、猥りに價格の數字だけを探て比較することはできぬ。我國の鐵道の如きも表面數千萬圓の利益を収めてゐるが、賃率は依然高位にあるから、國民經濟全體から觀て、果して國營が有利であるかどうかは解りかねる。

然し現在の配給費と、專賣となつた場合の配給費を推定すれば大體の見當は附くであらう。試に八年時事經濟批判會に於て米穀統制問題を討議した際、中野富藏君が提出した比較を見ると次のやうだ。是は單に一例であつて、專賣の場合の保管期間の推定は長さに過ぎ、從て保管料と金利とが著しく多い、專賣の場合の件費の四十錢も概算であるから、此表の對照から直に專賣の方が高くなると斷定することはできぬが、保管料と金利を半額とし、精米搗減を同額と見ても尚ほ約一俵に付二十五錢安い。

米の配給費

專賣經營と自由取引の比較 (一俵當り)	
專賣經營	自由取引
生産者の賣値 (所謂政府買入値段)	假定八・八〇〇
至生産者配給費用	假定八・八〇〇
イ、生産者より政府の倉庫迄の運賃	〇・〇六〇
ロ、政府倉庫より貨車積込の運送業者の手數料	〇・〇五〇
ハ、積出驛より需要地迄の汽車賃	〇・二〇〇
ニ、着驛貨車と卸貨及び政府倉庫迄の運賃	〇・〇八〇
ホ、政府倉庫より元賣捌人迄の持込賃	〇・〇六〇
ヘ、倉敷料 (買入れ全數の積入日數を別に平均六ヶ月半と見積一ヶ月四錢八厘と見積る)	〇・三一二
ト、金利 (同上 日銀日歩一錢二厘の計算による)	〇・二一〇
チ、精米搗減 (四季を通じ七分)	六・〇一〇
リ、專賣局 人件費	〇・四〇〇
小計	一・九八二
分配者の公定手數料	中間商人の取扱料
イ、元賣捌人の取扱手數料 (二分)	〇・二七六
ロ、産地間屋手數料	〇・〇五〇
	〇・二〇〇
	〇・〇六〇
	〇・〇五〇
	〇・二〇〇
	〇・〇八〇
	〇・〇六〇
	〇・三一二
	〇・二二二
	〇・四三〇
	〇・九三四

〔附録第二〕 米穀專賣問題

ハ、	—	ハ、深川問屋口銭	〇・〇八五
ニ、	—	ニ、消費者迄の配達費	〇・一八〇
ホ、指定小賣人の手数料 (一割)	〇・八八〇	ホ、白米商利益	一・〇〇〇
小計	一・〇五六	小計	一・四一五
配給總費用合計	三・〇三八	配給總費用合計	二・三四九
消費者の買値 (所謂政府 賣出値段)	一一・八三八	消費者の買値	一一・二四九

要するに自由賣買に於ける米の配給費中、買集・保管・荷役・運送・品傷み・配達等純然たる配給費は、假令專賣としても、必ず支出を要するものであつて、省けるものは、産地問屋の手数料と其仲次口錢位のものであるが、之は直營の官署で行へば固より、組合で行つても相當の費用は掛る。若し組合が無償で行へば買收價格を高くすることを要求するから、結局費用を收めたと同様になる。又組合の買集めは現在でも行つてゐることで、必ずしも專賣に據るを要せぬ。

小賣の配給費は方法如何に依ては幾分節約し得るかも知れぬが、それは多く勞力費の節約となるから、消費者には不利益となる。少し位米價が安くなつても、不便が多ければ、事實上是安くなつたのではない。運輸や精白が大規模となるから、配給費が安くなると言ふ者があるが、昨今は精白の大規模經營は却て不利益となつた。運賃は現在でも産地からは貸切扱で割安に積送するから、專賣となつ

ても、鐵道省が特別扱をしない限り、安くはならぬ。鐵道省が特別扱をすれば、其方の収益が減ずるから、國庫の負擔になる。

元來産地でも亦消費地でも、米穀商人の利益は大部分勞力費や利子・保管料などに費され、一見したほど利益があるわけではない。米價が仕入後に暴騰すれば、意外の利益があるが、又反對に暴落して不慮の損失を招くことがあるから、平均して見ると、別に著しい利益はない。大日本米穀會の調(昭和六年九月)に依れば、小賣商以外の米穀商人一萬二千軒の總所得は一箇年三千萬圓内外だと言ふから、一店當りの所得は二千五百圓である。二千五百圓は一寸多く見えるが、之は總益であるから純益は意外に少い金額であらう。專賣となつて政府が行つても、經營費は掛り、官吏の俸給や旅費が安くはない上に、非營利だけに冗費が掛るから、決して經濟的に行はれるものではない。其上根本の米の買收價格が割高であれば、小賣價格は高くなるとも、安くなる道理がない。

**五、民業の買收** 米を專賣とするときは、從來米の賣買を營業としてゐた者を買收しなくてはならぬが、其賠償金額を何程としてよいか、之に對する政友會の案は嘗て述べたやうに、(一)取引所・(二)其取引員・(三)米穀商人の三種に分けて計算し、一億百萬圓でよいから、之に對して五分利公債を交付し、二十箇年で償却すればよいと、至極簡単に片付けてゐる。然し之が中々容易ならぬ問題であることは、東京市が中央卸賣市場を設けるに當り、魚河岸の權利(板舟權及平田舟權)を買收する場合、大

問題を惹起したことでも解かる。此問題は市會の腐敗が原因であつたが、權利算出の困難から、實際上政治問題化した爲めである。京都市では市場の間屋を買収するに當り賣上金額の四割とした結果、權利(老舗額)は總額八百四十萬圓となり、之を三百五十二軒に分配した、即ち一軒當り二萬四千圓となつた。<sup>(4)</sup>

米穀取引所は近年一般に不振であるから、賠償額も多きを要しないが、地方の小取引所は別として東京・大阪のやうに相當の利益を擧げてゐる所は、拂込金額で買収し得るものではない。取引員も一箇年の手数料収入で満足するわけがない。米穀販賣業者の販賣米を内地米だけに限る理由はないし、其利益を二割と見るのは多いが、是も一年の収益ですむわけがない。又總益を標準として權利を算出するのは杜撰である。假に小賣商以外の米穀商人が一石一圓の利益を得るものとすると、四千三百萬石に對しては四千三百萬圓となる。此中二千萬圓を純益と見る(總賣上十億圓の二分)も、之を四分で資本化すると、それだけで五億圓に上る。其六割を元賣捌人に指定するとしても、残りの四割の者を買収するに二億圓を要する。小賣商人の四割を買収すると言ふが、小賣商の利益は現在一石二圓乃至二圓五十錢と推定されてゐるが、其權利は如何に計算するか、小賣商の利益は殆んど營業費と生活費に費されるものであるから、別箇の標準に依て算出する必要がある。孰れにしても一億圓餘の交付公債では買収できぬことは明瞭だ。

假に巨額の賠償公債を發行して、豫定の如く商人を買収し得たとしても、其利拂だけでも米の賣價を引上げなくてはならぬ。元金まで年賦拂とし、總賠償金額を假に五億圓とすれば、四分利二十箇年賦で、一箇年三千六百七十九萬圓となり、内地米は一石一圓十錢高となる。又賠償額が多ければ、權利の買収を希望する者が増加して買上の運動を起し、賠償額が少ければ指定商人たるべく運動する、斯る場合何を標準として採否を決するであらうか。是等も亦可成り面倒な問題である。

米の商人を買収した後、職を失つた商人と其店員は何に依て生活するか、是等の者は多年の經驗に依り、米穀營業には適するが、不慣れの他の營業を始めても多くは失敗に終り、賠償金額は忽ち喪失して、純粹のルンペンとなる虞がある。店員も亦然りである。

此外獨立商人の減少は無産者の子弟が商人となる機會を減じ、直營の販賣所の者は雇傭者となつて獨立性を失ひ、指定商人には權利ができて、容易に其營業を營むことはできぬ。翻て消費者側から考へると、官營販賣所の供給を仰ぐ者は、自由取引の小賣商が與へるやうな「サーヴィス」を受けることはできぬ。掛賣を許さないことも賃銀・俸給の生活者には不便であるが、無競争の結果、販賣所の立場が優勢となり、配達其他に於て到底從來の商人のやうな便利を與へることはない。制度の變革が明確な利益を齎らす場合には、是等の弊害も忍ばなくてはならぬのであるが、利益が不確實若くは不可能である上に、弊害の多い專賣制度を施行して、如上の影響を生ずることは、斷じて容認し得るもの

ではない。

(1) 日本銀行調査局「米の取引事情」 鐵道省運輸局「米に關する經濟調査」

(2) 小林行昌「商業賣買」下卷、第五章、第二節、第二項

(3) 富民協會「日本農業年鑑(昭和九年)四二三—四二四頁。農林省米穀局「米穀要覽」(昭和九年六月)(五三三頁)

(4) 前掲「商業賣買」下卷、四六八—四六九頁

**六、販賣價格** には政府から元賣捌人への賣渡價格と其賣價、並に小賣商人(又は官營販賣所)の販賣價格との區別がある。之は元賣捌と小賣の賣捌手数料の歩合を定めれば(之も何程とするか問題だが)自から定まるわけであるから、根本は元賣捌人への賣渡價格である。政友會案では「買入れ價格に精白料・運賃其他の諸掛りを加算したる範圍に於て決定す」とあるが、此意味を「實費の範圍内」とすると、各地方に於て賣價を異にし、範圍内であれば、實費を償はぬ場合もあり得る。假に實費として、規定制法の格付の如く七十二銘柄、三百十三等級とする積りであるか、それとも全國平均の買値と諸掛を求め、劃一の價格で販賣するのであるか、此點が不明であるが、若しも劃一賣價とすれば、甚簡單であるが、産地の消費者には不利益となり、或は專賣施行前より高價の米を買ふことになる。さればと言うて地方別にすれば、費用の計算が煩雜となり、不公平となる虞がある。從て實行上は劃一價格に依り唯等級別にする外はないが、此場合に於ても、前記の如き不公平の外、配給費も買收價格も推定に依る外はないから、精確なるコストで賣れるものではない。殊に消費量の増減、保管期間の長短

や品傷は不明であるから、單に大體のコストで賣る外はない、とすると損益勘定が現はれ、然も其金額が少くないと思ふ。即ち專賣が非營利を標榜しても、事實上營利經營と大差がないことになる、然も利益があれば浪費され、損失は漸次累積することは、米穀法の結果を見ても推測できる。

#### 四 結 論

**一、批評の要旨** 以上述べた所を綜合すると、(一)米の買收價格を生産費とすることはできぬ。結局政略生産費となり、多くは消費者課税となる。從て生産者にも亦消費者にも有利になると言ふのは空論である。(二)自家用米隱匿の弊害はあるが、之は專賣の致命傷にはならぬ。(三)金融壓迫や通貨膨脹の虞もあるが、貯藏米の安賣に因る損失の方が問題だ。(四)專賣にしても米の配給費は減少せぬから、小賣價格が安くならぬ上に、消費者には不便になる。(五)商人と其使用人中ルンペンになる者が多く、社會の不安を増加する。(六)販賣價格を一定すれば、地方と都會との均衡を失ひ、(七)實費としても損益を生じ營利經營と異ならない。

**二、結言** 米穀專賣法は前記のやうに、其目的たる公正なる價格の決定や、生産者と消費者の雙方に利益を與へることができぬ上に、財政上の負擔を増加するから、殆んど問題にする價值がないと謂うてよい。或は食糧確保の便を唱へる者があるが、それは瑞西のやうな小麥の八割も輸入する國に於て

言ふべきことで（それも社會主義者が方便として唱へたに過ぎぬ）、我帝國のやうな自給して尙ほ剩るやうな國では、當分之が爲めに專賣にする必要はないし、又專賣でなくても確保はでき得るのだ。唯米價を高位に公定すれば農村救済の一助にはなるが、其利益は既述のやうに、主として米の販賣階級三百十萬戸中の多量販賣者に歸着する。又米價暴騰の場合之を抑制して、幾分生活難を緩和することはできるが、政府が廉賣の損失を負擔せざる限り、農村の販賣者は買收價格引下の不利益を蒙る。

然し政治的に觀て米價の暴騰落を抑制する必要がある場合があり、若し擾亂などの虞れがあれば、單に其方面から人爲策を行ふ必要もあるであらう。斯る場合には經濟問題を離れた純粹の「ポリチック」となるわけであるから、單純の經濟論から是非を決すべきものではない。けれども斯様な政策は必ずや一時的の權宜であるから、常時の制度として實施すべきものではない。即ち此點から觀ても一旦實施した後は改廢のでき難い專賣法は許容し難いのであつて、寧ろ現在の米穀統制法の方が罪が少ない。統制法も前論「米價統制問題」で述べたやうに、幾多の缺點を持つ不自然の制度であるが、其短所を改めて實施すれば、應急手段としては採用し得ないものでもない。又之は廢止することも比較的容易である。

專賣論者は專賣に依て輸出入や移出入の統制、其他數量の統制を容易に行ひ得ると言ふ。若し價格

の統制を行ふものとするれば、此手段は必要であるが、之も亦專賣に依らず統制法の程度でも實行し得るものだ。減反も亦同様であつて、米國では現に棉花や小麥に對して減反を行ひ、埃及では其前から棉花の制限を實行したのである。尤も農産物の數量統制は專賣に依つても無理であつて、輸出入や移出入の統制は別とし、産米の數量を任意に増減することは困難である。減反の如きも相當の賠償額を給與して強制すればできぬことはないが、斯くては俄に産額を増加させる場合に困難があり——困難はないと言ふ説もあるが——米産奨勵の趣旨にも反し、且多額の經費を要する。歸する所外來米の統制にあることは前論で述べたやうで、植民地は反對するであらうが、其已むを得ぬことも亦嘗て述べた。

又論者は專賣に依て米價の安定を圖ると言ふ、成程一箇年賣價を動かさなければ、それだけは安定し、一方期節的變動や豊凶の變動も或程度まで避けられるが、一般物價の變動に因る高低は到底除去することはできぬ。又除去せぬ方がよいと言ふ者があるが、それでは米價安定の目的は達することはできぬ。專賣論者中には米穀法の（之を改めた米穀統制法も）缺點を擧げ、專賣に依て之を除かんとし、或は「米穀法のやうな中途半端の政府干渉は百害あつて一利なし」とか、「一方は市場の自由競争に放任しながら、他方に國家が商人相手の市場に出勤して其價格を統制するのは矛盾である」と言ふ者がある。成程それに相違ない、私も同感であるから、扱こそ假令實施しても政治的權策として一時的に

使用するに止めるがよいと言ふのである。又米穀法が鵠的であるなら專賣法も同様で、唯異なる所は程度の問題だ。統制經濟を徹底させるには、露西亞式以上に變革せねばならぬが、それが果して國民經濟上有利であるか、私は多大の疑問を持つ。

元來我國には政府萬能の思想を持つ者がある。それが官尊民卑の舊思想のアフターマースであるか、或は近時の「計畫經濟」若くは「統制經濟」或は「資本主義の是正」の流行に感染した爲めであるか——是等も十六、七世紀の重商主義の燒直しだが——孰れに屬するかは不明であるが、大局と將來とを考慮せず、又國費と國民全體の負擔とを考へず、猥りに公營とか國營とかを主張する手合がある。煙草や樟腦の專賣は財政上の目的から起つたものであるが、或は砂糖專賣を唱へ、若くは電力國有を策するのは、國家の利益を口實として苦境を脱せんとするのが多い。是等は實行如何に依ては國營としてまだ弊害の少い方であるが、米穀專賣の如きは洵に以ての外の惡案である。斯様な惡案の現はれたのは、(一)元來不可能である農産物價格の恒久的統制や、(二)農村の救濟、(三)官營事業の缺點の認識不足、(四)國庫負擔能力の無限性の誤信、(五)政黨の反目などに因るものである。前論にも述べたやうに農村の甦生は最も必要ではあるが、單に之だけで救濟し得るものではないし、假令不當に米價を引上げても、——それは不可能だが——利する者が一部分であることは、繰返して述べた所である。

此外注意すべきことは、穀物專賣論が内外共に社會主義と密接の關接のあることだ、露西亞の專賣は申すまでもなく、獨逸の最近の穀物專賣もそれであるが、嘗て瑞西に於ても社會民主黨が、思想普及策として之を宣傳したことがある。(2)此國は一時專賣を實施したが我國とは事情が違ふ)我國に於ても其方面の者は專賣に賛意を表してゐる。此主義の可否は暫く別問題として、其影響として專賣説の背後には、多く商人排除論が絲を引くことである。

私は現在の米の配給組織が完全であると信ずる者ではない。従て販賣組合や購買組合が或程度まで商人に代るのも已むを得ぬと信ずるのであるが、商人は故なく搾取する如く盲信するのは甚しき認識不足だと思ふ。此點は本書の第五章に於て詳説したが、若し斯様な出發點から專賣説を唱へる者があれば、斷じて之を排撃しなければならぬ。

(九・二・二七稿)

(1)大日本米穀會發行——「米穀(米專賣問題號)」(昭和七年十一月號)

(2)長崎常譯(フライシニマン原著)——「穀物專賣論(文明協會刊行)八二三頁及び第十五章第十三節

## 〔附〕 米穀問題の經過

一、緒説 政府は昭和八年十一月一日米穀統制法を實施し、十二月十六日最低價格を二十三圓三十錢、最高價格を三十圓五十錢と定め、爾來此最低價格に依り、各地方、等級別に定めた價格に依て買入を

行つたのであるが、農村の賣渡申込量が意外に多く、二月二日に既に七百萬石を超へ、其保管にも窮すると言ふ状態で、八月一日の現在では、千三百六十餘萬石に上り、其外に民間穀貯藏の残りが三百六十萬石（玄米にして百八十萬石で、之は貯藏穀總石數五百二十一萬石中解除した百六十萬石を差引いたものだ）あるから、八月一日の總在高千六百五十四萬石中僅に百十萬石が民間にあるだけであつた。其上三月外地米の移入が曲りなりにも統制されることになり、九年凶作の豫想が明かになつてからは、所謂「有りガスレ」の變態を呈し、四月から漸騰し、十月平均相場は三十圓三十錢となつた。昭和八年は殆んど未曾有の豊作で、七千萬石を超へると言ふのに（八月一日に三千萬石あつて、例年より約八百萬石多い）米價が斯様に騰貴したことは、政府當局の言ふ如く全く統制法の効果が主なる原因であらう。其影響は忽ち都市の消費者に現はれたのみならず、米産地に於ては最初低價（最低價格の下値）で飯米すら賣拂つた者が少くない爲め、高價の米を買入れる窮境に陥り、それは多く小農であつた。政府は之に對して穀の解除を行つたのであるが、之も米價を崩さぬ範圍に止めた爲め、米價は漸騰して今日に及んでゐる。幸か不幸か九年度の第二回豫想（十月末）は五千七十四萬六千餘石であつて（風・水・冷・旱害の減量が四百五、六十石と謂はれる）持越米に依て暴騰を防ぐことができるわけであるが、假に平年作の六千二百六十萬石（最近五年の實收高の平均）としたら、外地米の移入を極端に制限しない限り、十年度の持越米は二千萬石近くとなり、其處分に窮することになる。

九年十一月一日現在高並に十年度の持越豫想 九年十一月一日の米穀現在高は一千六百三十八萬九千三百五石（内内地米千五百五十萬石）で、之を前年同期の九百萬七千五百九十八石に比すれば、七百三十八萬餘石即ち八割餘の増加となる。更に十年十月末の持越高を豫想すると、次のやうだと言ふことだ。（千石）

十一月一日現在	一六、三八九	輸移出見込	四三〇
供	九〇、七四六	消費見込	七一、〇〇〇
給	輸移入見込	計	七一、四三〇
計	七九、一三五	差引端境期持越	七、七〇五

二、外地米の統制

近年内地米の市價を壓迫する主要原因が外地米、就中朝鮮米の移入激増にあることは、周知のやうであるが、六十五議會に於てもそれが問題となり、三月二十九日法律第五十三號を以て「臨時米穀移入統制法」を制定し、政府は外地米の移入數量を統制する爲め、十年三月末日まで暫定的に外地米の買入を行ふことができることにした。然し其價格は標準最低價格（二十三圓三十錢）から格差及運賃諸掛（一圓五、六十錢）を差引いた金額の範圍内で定めると言ふのであるから、最高二十一圓七、八十錢となり、内地米が餘程低落しないと、發動の機會がないことになる。政府の最初の案は内地の不足量を推計し、外地の需要量と合せたものを當該外地の産額から控除した分量を各總督が買上げ、移入は許可制にして、月別平均に行はせるのであつたが、拓務省や朝鮮米穀商などの反對があつて、鵜的のものとなつたわけである。而して此目的の爲めに米穀需給調節特別會計の資金（證券

及借入金)を一億五千萬圓増加して(朝鮮一億圓、臺灣五千萬圓の割合であらう)合計八億五千萬圓とし、其上必要に應じて尙ほ三億圓まで増額することができるとにした。外地米に就ても亦生産費の多少に付、拓務省と内地側とで異論を生じ、相互に「インチキ」呼ばはりをして争つたことは、尙ほ耳に新しい所である。

三、米穀對策の調査 最近政府は米穀對策調査會を設け、種々の改善策を研究してゐるのであるが、其一項目にも、移入對策がある。政府の諮問案は依然舊的のものであつて、(一)米穀の移入は原則として自由とするが、内地の收穫高十一月一日の持越高、外地よりの移入高・消費見込高を基礎とした需給推算を行ひ、其年度の民間持越高が一定量を超へる見込のときに限つて、申込に應じて外地米を買入れる。(二)其價格は外地の生産費や物價其他の經濟事情を參酌して定める。(三)内地への移入は政府の獨占とするが、其數量は、(一)の民間持越高如何による。と言ふのである。其他(A)米穀統制法を改正して、最低價格に金利と保管料を加算して、出廻期の賣渡殺到を防ぐとか、(B)米穀生産者は米穀を取扱ふ販賣組合の統制に従ひ、アウトサイダーにも強制し、最低價格の賣渡は是等の組合に限り(商人を斥ける)、時に農會や市町村にも許可する。(C)糶の貯藏は個人に許さず、市町村・農會・産業組合・農事實行組合等、生産者の團體に行はせる、貯藏獎勵金は政府米で與へ、郷倉の機能を與へる、糶貯藏の倉庫の建設には助成金を交付する、と言ふのである。

是等の批判は他日に譲るが、外地米は代作でも獎勵するか、漸次生活程度を高めて外地人の米食を獎勵する根本方針の外、一般的の策としては、多少外地には不利益を與へても其移入を制限する外はない。それには政府の以前の案の方が有効であらう。而して前記(A)策は農家の懐具合によるものであるから、換金の急が著しければ餘り効果はない。(B)は前回商人の買入が多かつたことから按出し、たものであらうが、依然たる商人排除(組合に對する過當の保護)に墮する嫌ひがある。商人が仲介して利益を収めたことは一方法の不備にも由るが、それは手續の問題であつて、法の缺點と農家の換金の急とを調和して、集貨・保管・金融など種々の任務を盡した報酬が即ち商人の利益であるから、單に此理由からして商人を排除することは不當である。

尙ほ農家が販賣後飯米に窮する弊を除く爲めに、最低最高の値幅が多過ぎ、且處分規程が嚴格に過ぎるとか、出廻を月別平均にするとか言ふ説もある。是等は當然研究に値へするが、統制自體に伴ふ弊害は到底區々たる改正で除くことはできぬ。

四、十年度の公定米價 昭和九年十二月十七日農林省の米穀統制委員會は公定價格を前年より一圓上げの最低二十四圓三十錢、最高三十一圓五十錢と決定した(標準銘柄等級の茨城二等は昨年同様二錢上である)、愈々生産費も物價參酌値も抛擲され、全然目分量で決定したわけである。荷見米穀局長の談として、新聞紙の傳へる所に據ると、次のやうだ。



本年の米穀生産費は凶作状況に鑑み、減收五割以上のものを除きたる總平均二十七圓九十五錢、これに運賃諸掛一圓十七錢を加へたる金額は二十九圓十二錢となり、これと物價參酌値二十四圓八十八錢の下値二割十九圓九十錢との平均が二十四圓五十一錢、また四割以上の減收を除きたる總平均は二十七圓四十七錢で、これを前記と同様の計算を行へば二十四圓二十七錢となる。生産費の極端に高きものと低きものを除いた、十八圓から三十八圓未滿までの總平均二十七圓五十三錢に、運賃諸掛一圓十七錢を加へたものと、物價參酌値の下値二割との平均は二十四圓三十錢となる。以上を參酌して標準最低價格を定めた。また標準最高價格は物價參酌値の上値二割二十九圓八十六錢、上値三割三十二圓三十四錢の間において、最低價格との關係等を參酌して定めた。

一體昨九年のやうな凶作だの、災害が各地方に多かつた年度の米の生産費を算出する場合、假令著しい減收地を除いても、全國的相當の收穫量を標準とするのが問題であつて、平年作の地方の中位を用ふべきものである(施行規則第二條)。災害地の減收は當然損失となる筈であるから、是は他の方法で補はなくてはならぬ。又假に生産費を標準としても、最大減收のものは救はれぬし、生産費(二十八圓七十三錢)と物價參酌値との平均では、生産費を使用すると言ふ意味を失ふのである。

**五、米の小賣價格** 農林省當局は米の小賣價格が期米や正米に伴はぬから——上つたときには引上げ、下つても下げぬ——商工省の次官通牒權限を農林省に移すか、或は必ず農林省に協議させると言ふ案を立てたと言ふ。然し小賣價格の大勢が卸賣價格に伴ふものであると同時に、直に卸賣價格に伴はぬことは經濟常則であつて、それには相當の理由がある。猶ほ俸給(殊に官公吏の)や賃銀が物價の低落に伴つて下らぬと同様だ。假に小賣商が幾分卸賣價格の騰貴以上に引上げたとしても、之が爲

め多少でも賣行の減る不利益があるから、猥りに引上るものではない。若し消費者の生活上の壓迫を除くと言ふ目的であれば、先づ最先に統制法を廢止するがよからう。

**米穀對策小委員會の答申案** 十年一月十一日小委員會が決定し、十五日特別委員會へ提出すると言ふ案を見ると、大體米穀統制法の改正案と米穀自治管理案とに分けてあるが、主なるものは後者である。

(甲) 米穀統制法の改正……(一)出廻りに於て毎月金利・保管料を加算することは、本文(所謂幹事案)にもある通りだ。(二)米價が最低・最高の平均以上に騰貴した場合、(イ)其原因が災害・事變其他不可抗力に因るときは、(ロ)配給上特に必要がある場合に限り、(ハ)市價に悪影響を及ぼさないと見た場合、(ニ)政府所有米から、最高價格を維持するに必要と認められた分量を控除し、(ホ)道府縣に對してのみ賣渡すこと、(三)小麦及小麦粉の輸入制限及關稅の増減・免除の途を閉くこと。

(乙) 自治的管理案 は農村の組合に米穀を貯藏させ、其貯藏力の及ばない分量だけを政府で買上げることにしたものであつて、毎年十一月一日に於ける内地・朝鮮・臺灣を通じた需給の推算を行ひ、其過剩數量(理想持越米—五百萬石——を引いた)の範圍内で、内地と外地で統制すると言ふのである。而して之が爲めに(一)内外の一定區域(内地は市町村)に「米穀統制組合」を設け(政府が必要と認めた場合)生産者の總てを組合員とする。(二)組合に割宛てた米穀を更に組合員に割宛て、其委託を受けて保管する。(三)販賣組合のある所は、それに代行させ、ない所は農會に行はせる。(四)地方的聯合と中央聯合會(内地・朝鮮又は臺灣を區域とする)を設け、之に加入させる。(五)内外地の統制割合は主として内地・朝鮮・臺灣の管外移出數量の増加趨勢に依つて決定する。之は内地は三二%を標準として三八%まで、又外地は六九%(臺灣三二%、朝鮮四七%)を標準とし、六二%までの間で定めると云ふのである。其他(一)穀の共同貯藏を非營利團體に行はせること、(政府は助成米を與へる)、(二)内外地共に生産統制・代作獎勵・海外販路開拓・新規利用の方法を研究すること、(三)特別會計を整理することなどであつて、(四)取引所の影響も考慮すると言ふのだ。

## 〔附録第三〕 反産運動の全貌と其批判

## 一 緒 説

一、反産運動の輪廓 「反産運動」とは「反産業組合運動」の短縮されたものが、一般の用語となつたのであるが、産業組合の活動に對する商人側の團體的反対運動を指稱したものである。商人の外二、三の工業者の團體も加はり、且日本商工會議所が陣頭に立ち、東京外全國十六箇所の商工會議所が此運動の委員となつてゐるから、商工業者の反対運動だとも謂ひ得るが、此運動の主流は肥料・米穀・文房具などの販賣業者である。又地方銀行や醫師會などにも反対があるから、「産業組合に對する總ての反対運動を總稱するものだ」とも謂ひ得る。然し中心が商人の團體にあるから、商人の反対運動だとも見ても大過はない。一方産業組合には信用組合・販賣組合・購買組合及利用組合の四種類あるが、現在攻撃的となつてゐるものは、主として農村の購買組合と販賣組合の二種類であつて、要するに是等の組合や其聯合會が、政府や地方自治體の餘りに手厚き保護に浴し、動もすれば法規違反をも敢てして、誠實なる營業者の得意先を奪ひ、漸次之を衰滅に導くからして、過當の保護を撤廢し、且監督を完全にせよと言ふのである。

二、産業組合の發達 産業組合が生れたのは明治三十三年三月であつて、産業組合法の制定に促がされて設立されたものである。即ち天降り經濟組織であつて、外國のやうに民間で發達した後、法規が制定されたものとは趣が違ふ。隨て種々の特典や保護が與へられ、相當發達した今日に於ても、まだ其傳統的保護の空氣が傳はつてゐるのである。尤も消費組合は遠く明治十一年東京に設けられた共濟會が其嚆矢であつて——之は間もなく解散したが——其後明治三十一年東京砲兵工廠内に設立された共働店を始め、關東から東北地方にかけて十五、六箇所に設立された。然し是等は主として片山潜氏のやうな勞働運動者が一種の手段として宣傳し、設立したものであつたからして、政府が勞働運動彈壓策を採つたのと、財界不況との爲め、是等の組合は多くは壞滅した。日露戰爭前後から漸く盛んになつた社會主義運動は再び消費組合を宣傳し、之が動機となつて設立された組合も少くない。一方平田・品川兩氏の主唱に依て、前記の「産業組合法」が制定され、主として小農の保護、就中高利債の負擔を免れる目的で組合の設立を奨勵した。然し購買組合や消費組合の發達は遅々たるものであつて、稍増加したのは世界大戰以後である。(信用組合は明治二十五、六年頃、静岡縣と山形縣に二、三の設立を見たのが始めだが、販賣組合は明治十一年群馬縣にできた碓氷社(生絲)が嚆矢だ。

産業組合の種類 我國の産業組合には(一)信用組合(二)販賣組合(三)購買組合(四)利用組合の四種類ある。

信用組合は組合員の貯金を預り、之と組合員の醸出資金や、借入資金を利用して組合員に貸付を行ふ金融機關であつて、組合中

で最も多数を占めてゐる。「市街地信用組合」は組合員の爲めに手形の割引を爲し、且組合員外の者の貯金を預ることが出来る。販賣組合は組合員の生産した物に加工し、又は加工しないで販賣する組合である。例へば農家が自ら造つた野菜や果物を賣るとか、機業家が造つた織物を賣る場合に、此種の組合を組織するので、生産物の共同販賣を目的とするのである。然るに此「加工」と云ふ語を廣く解釋して製造までを含ませ、組合が組合員の造つたものを製造して販賣することも出来る。例へば「組合製絲」と稱し、養蠶家が自ら造つた繭を提供し、之を生絲にして販賣することも出来る。但し組合員外の者が造つた原料を使用することはできぬ。孰れにしても、之は單純の販賣組合ではなく、生産組合を兼ねたものである。

購買組合とは産業又は經濟に必要な物を買入れ、之に加工し又は加工せずして、又は之を生産して、組合員に販賣する組合である。茲に産業と云ふのは、農工業・漁業等の事業であつて、經濟とは「生活」と見てよい。即ち購買組合には「産業用品の購買組合」と「生活用品の購買組合」との二種類あるわけだ。俗に謂ふ消費組合は即ち生活用品の購買組合である。

然るに購買組合も亦加工もできるし、製造もできる。販賣組合のやうに自己生産のものに加工し、之を製造するものでなくて、「生産」は産業又は經濟に必要な限り、他より原料を買入れて製造し、之を組合員に配給することができる。

例へば購買組合自ら精米機を備付け、玄米を仕入れて白米にし、之を組合員に配給することは固よりできるし、又肥料やゴム靴製造の工場を設けて、過燐酸石灰やゴム靴を製造し、之を組合員に配給することもできる。

此外官廳大會社などの消費組合であつて、産業組合法に據らぬものも少くない。例へば市電共濟會・鐵道省の共濟會や陸軍の借行社、大會社の共同購入などが其適例である。即ち安田購買會・三井物産購買會・川崎第百銀行購買會・新潟鐵工所購買會・秀英會消費組合・共同印刷購買會・鐘紡購買會など、主なものでも三十餘ある(官廳の組合の主なもの八つある)。

利用組合は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用させるもので、例へば組合で倉庫を設立して、組合員の造つた繭とか米とかを保管するとか、或は水力電氣を起して組合員の家に電力を送るとか、病院を設立して組合員の治療をすると言ふ類であるが、之は其數が最も少い。

單營と兼營 産業組合には單に一種類だけの事業を營む組合(單營組合)と、二種以上四種類とも兼ねた組合(兼營組合)との區別が

ある。此兼營組合が十一種あつて、之に單營の四種類を加へると、都合組織上十五種類の組合があるわけだ。聯合會にも亦單營のもの(例へば信用組合聯合會)と、兼營のもの(例へば信用・購買組合聯合會、信用・販賣・購買組合聯合會)との區別がある。

聯合會 産業組合は道府縣を一區域とする産業組合又は其聯合會を以て組織するもので、産業組合中央會は全國を網羅する産業組合及其聯合會の團體である。「産業組合中央金庫」は組合の出資と政府の出資から成立する産業組合の中央銀行で(大正十三年三月開始)、昭和八年九月末(上半期末)の預金總額一億二千二百萬圓、貸出總額約一億五千萬圓に上つてゐる。

購買組合聯合會には總ての産業組合や聯合會が加入できるが、其全國購買組合聯合會(全購聯)には全國の産業組合や其聯合會が加入し得るのである。大正十二年九月一日事業を始めたが、最近の事業成績を見ると、昭和七年度に於て、肥料は五十一萬餘噸、飼料は九千餘噸(第十一年度)雜貨は三百九十萬餘圓で、ゴム靴・運動靴九十三萬餘圓を生産した。

全國米穀販賣購買組合聯合會(全販聯)は道府縣の販賣組合聯合會より成り、昭和六年の創立で、最近一箇年の取扱高(七年十一月—八年十月末)は當用米二百七十八萬俵、政府買上米百六十萬俵に達した。

大日本生絲販賣組合聯合會(絲聯)は全國組合製絲の聯合會であつて、昭和二年に設立し、最近其九割六分は加入してゐるが、取扱高はまだ微々たるものである(昭和八年上半期の販賣高は二萬三千六百俵である)。

最近に於ける産業組合の數を見ると、昭和八年六月末現在で組合の總數一萬四千四百〇四、組合員五百五十五萬人に上つてゐる。而して組合員の職業別を見ると、次のやうだ(之は昭和六年末の數字である)。

農林・水産業(七四・二%)

商工業(一六・二%)

其他(九・六%)

然し溯て創立當初を見ると、明治三十八年末の組合數は僅に千五百六十一であつた。日露戦後財界の好況時代に組合も亦漸増し、大正十四年末には一萬四千五百に上り、最高の數を示した。當業者に

言はせると、此時代が組合の「數量的發達時代」であつて、此時代の特徴は、組合の營利化と信用組合の發達とに力を注ぎ、購買とか販賣とかには力を注がなかつたことである。そこで大正十四年四月から約一箇年間組合の刷新運動を行ひ、爾來此運動に盡力したが、昭和元年から同三年までは、其結果として組合の聯合運動と、信用組合の金融事業以外、購買・販賣事業にも力を用ゐることにした。即ち信用組合（單營）は昭和四年以來漸減してゐるが、其他の組合は増加してゐることが、其效果を示してゐる。尤も販賣金額は昭和三・四年の二億四、五千萬圓（調査組合數一萬三千餘）を頂上として、同五年の不況時代から減少し、購買金額も昭和五年の一億七千二百萬圓を最高額として、翌年から激減し、唯兩者とも、昭和七・八年は幾分増加した。之は想ふに物價低落の影響であつて、數量は増加した筈である。

其後昭和七年十月産業組合五箇年計畫なるものを立案し、同八年から、來るべき昭和十二年末に至る五箇年間に、産業組合の擴大強化を圖り、未設の村（千八百餘）にも組合を造らせ、聯合會の利用を一層有効にし、内容不完全の組合を整理し、ツマリ農村經濟の獨立鞏固、産業組合主義經濟機構の建設を目標として邁進しやうとするものである。之が反産運動を激化させた重要原因であるから（筆者は斯様に信ずる）次に其大要を述べる。

(一) 組合の増加 組合の數を漸次増加して、一萬六千五百四十とし、組合員を七百七十萬人とする。

(イ) 農村産業組合 全町村に産業組合を設置し、全農業者を組合員とし、四種事業の經營に依り、農村の經濟統制を確立する。即ち組合を一萬三千七百餘、組合員を五百八十餘萬人とする。

(ロ) 漁村産業組合 漁業者を主體として、新に二百十七の四種兼營組合を設立し、全漁業者を組合員とする。

(ハ) 産業組合製絲 養蠶業と製絲業との統一を圖り、今後全國の生産高を十一萬俵に増産する爲め、一萬一千二百五十釜を増加する。

(ニ) 市街地信用組合 指定都市中未設のものは昭和九年迄に設立し（十五組合）、組合員を昭和七年の倍數、即ち五十六萬五千人とする。

(ホ) 市街地購買組合 は新に百三十八組合を設立し、組合員數を昭和四年の三倍、即ち四十餘萬人とする。

(ヘ) 保證責任化 組合の信用増大・資金の充實・組合員の結束強化の爲め、有限責任組合を全部保證責任とする。

(ト) 資金の増加其他出資・積立・貯金を増加し、組合の信用を高め、事業の擴充を圖る。

## (二) 組事業の増加

(1) 貸付事業 は昭和六年末の十億一千萬圓を第五年目には約二十億圓とする。

(2) 販賣事業 米・小麦・生絲の販賣量を次のやうに増加する。

(A) 米……昭和六年末の七百七十萬俵を千八百餘萬俵とする。

(B) 小麦……第五年目の全販賣の取扱豫定量を七百萬俵とし、區域内生産額の三割四分を取扱ふ。

(C) 生絲……組合製絲の五萬五千俵を倍加して十一萬俵とする。

### (3) 購買事業

(A) 肥料 全國金肥消費高四百萬噸、此價格三億圓の八割即ち三百二十萬噸を、昭和十二年迄に組合の統制下に取扱ふ。

(B) 飼料其他の購買品 は取扱數量を倍加する。

〔附録第三〕 反産運動の全貌と其批判

- (4) 利用事業 農業用及副業用並に漁業用の器具・機械・漁船・共同作業場の産業設備、及經濟設備の普及發達を圖る。  
 (5) 農業倉庫 五箇年間に全國販賣米の三分の一、即ち千百萬石を收容する農業倉庫を建設する。  
 (6) 負債整理其他組合の聯合(地方的及全國的)組合の教育・宣傳等に力を注ぐ。

昭和八年十月全國農村産業組合、同聯合會及農村産業組合關係者は「全國農村産業組合協會」なるものを組織し、組合運動の擴大強化を圖ることにしたが、それは商人側の反産運動に對抗する目的であつて、其翌月「全國商權擁護聯盟」が現はれたのである。

## 二 反産運動の經過

既述のやうに我國の産業組合は創立當初から信用組合に力を注いだ爲めに、地方の金貸業者などから反對されたことがあるさうだが、商人とか、銀行などの反對は稀であつた。尤も都會では消費組合が商人(白米商や酒屋)に敵視され、多少妨害を受けた例がないではない。又製絲業に就ては營業製絲と組合製絲とが互に反目してゐたことは、當業者が周知する所である。

然し大體から觀て組合の販賣事業や購買事業は、近年まで餘り振はなかつたからして、表面的の運動にはならなかつた。然るに前記のやうに大正十四年から刷新運動が起り、販賣事業や購買事業が激増すると共に、其最も打撃を受ける商人側から此運動が現はれたわけだ、即ち昭和三・四年頃から此

運動が始まり、それが地方の商工會議所を動かし、同五年から日本商工會議所の議題となつたのである。試みに此運動の經過を曆的に列擧すると、次のやうだ。

昭和四年 長野商工會議所に開かれた北本州商工會議所聯合會は「購買組合の違法行爲取締要望の件」を議決し、日本商工會議所(全國商工會議所の聯合會で、本部が東京にある)へ提出した。

(一)全國肥料組合聯合會(二)沼津・静岡・濱松商工會議所は肥料取締法を産業組合にも適用すること並に産業組合の投機的商行爲の取締を要望することを決議し、之を日本商工會議所に提出した。

昭和五年 吳商工會議所は「産業組合の取締に關する件」を日本商工會議所に提出した。

米子商工會議所は「産業組合醬油醸造對策に關する件」を日本商工會議所に提出した。

是等の運動に依り、日本商工會議所は、(一)肥料の配給改善に關する要望(五年四月)、(二)産業組合の監督取締に關する建議(五年五月)、(三)産業組合の取締に關する建議(五年十一月)、(四)産業組合肥料醸造對策に關する建議(五年十一月)、(五)國有鐵道共濟組合購買部取締に關する建議(五年十一月)など、數種の建議又は要望を政府當局に提出した。

昭和六年 第四回全國商工會議所理事會より、「購買組合の配給取締に關する件」を當局に要求した。  
 同年 奥羽北海道商工會議所聯合會が「購買組合の取締促進に關する件」を決議した。

昭和七年八月 全國小賣業者の大會に於て購買組合・消費組合の嚴重なる取締要望を決議した。

同年八月 日本商工會議所に於て「中小商工業救済對策に關する件」を決議し、十一月購買組合(共濟組合・消費組合を含む)の特典廢止竝に取締勵行に關する建議を提出した。

同年十一月 神戸商工會議所・神戸ゴム工業組合は、全購聯のゴム靴工場に對する反對の決議をした。

同年十二月 全國肥料商十八團體より成る日本肥料團體聯合會の理事會を東京に開き、全購聯に對する反對を決議した。

昭和八年二月 前記肥料商の聯合會總會を開き、全購聯に對する特典廢止を決議し、運動した。肥料商は昭和五年政府が「肥料配給改善事業」を實施し、肥料の配給方面を全購聯を中心とする系統組合に委ねる當時から猛烈な反對運動を續けたが、七年に前記の運動を起し、八年二月には關係當局竝に貴衆兩院議長に陳情し、日本商工會議所及東京商工會議所と提携して運動することになった。即ち八年二月「産業組合に對する特典廢止竝に取締の公正に關する件」を衆議院に提出し、同時に「中小商工業者救済の爲め産業組合に對する特典撤廢」、竝に之が撤廢に關する質問を貴族院に提出し、同月「肥料政策確定に關する建議案を衆議院に提出した。

同年三月 兩院協議會に於て醫療組合の進出を阻止せんとする醫療法の改正案を可決した。

同年四月 日本ゴム工業組合聯合會兵庫縣ゴム工業組合は農林省に全購聯神戸ゴム工場の事業制限を陳情した。

同年十月 日本商工會議所は名古屋商工會議所の提案に依り、東京外全國十六箇所の商工會議所を委員とする「反産常設委員會」を置くことに決定した。尙ほ日本商工會議所會頭は、從來の古米拂下方法は産業組合に特別の恩典を與へてゐると言ふ見地から、政府に改善方を陳情した。

全日本肥料團體聯合會理事會は、日本商工會議所と合流して、運動することに決し、日本商工會議所を中心とする左記團體が、反産運動の樞軸となつて「全日本商權擁護聯盟」を組織することゝなつた。

- |               |               |                |
|---------------|---------------|----------------|
| (一)全日本肥料團體聯合會 | (二)全國米穀商組合聯合會 | (三)全國醬油釀造組合聯合會 |
| (四)東京府商店會聯盟   | (五)東京實業組合聯合會  | (六)東京文具卸商同業組合  |
| (七)東京護謨工業組合   | (八)東京商工會議所    | (九)日本商工會議所     |

以上の経過に徴すると、反産運動は、(一)地方的から全国的に擴大した外、(二)組合の一般違法取締や肥料取締法の不適用の要請より、漸次、(三)購買組合や消費組合の取締の要求に及び、(四)醬油釀造やゴム工業の制限、(五)文房具商の陳情や、(六)醫師會や地方銀行の反對などに波及したやうだが、此運動の中心は組合側の觀察のやうに肥料商の團體で、それに次で白米商・文房具商などであら

う。奇妙なことは、營業製絲の連中が此運動に關係せぬことである。或は組合製絲の品質は充分改善されず、且其數量も亦比較的少いのと、製絲業の所管が農林省である爲めであらう。而して反産運動の最初の要求は、前述の如く法規の勵行や、取締の不適用と、組合同様の低利資金の融通、租税公課の減免にあつたが、最近商業權の確保を主張するに至つたのである。

反産運動が激化した最近の原因は、昭和七年三月農林省内に創設された農村經濟更生部であつて、之が實行機關として産業組合を選んだ爲め、組合側は機會に乘じ、既述の如き五箇年計畫を樹立した。即ち商工業者が愕然驚いて、此運動に拍車をかけた所以である。

又問題の性質上商工省側は此運動に同情し援助するが、産業組合側は申すまでもなく、農林省や農會などは、反産運動の反對即ち本來の組合擴張運動を強調してゐるのである。前述の商權擁護聯盟や日本商工會議所は各種の「パンフレット」を配布して其主張を宣傳し、全國農村産業組合協會や産業組合中央會の當事者は之を駁撃する。是亦幾多の「パンフレット」を公にし、互に鎬を削つて争つてゐる。新聞雜誌も亦此問題を取扱ふ者が増加した。此論争の是非果して孰れにある？

### 三 反産運動者の主張

一、概説 反産運動は肥料商を中心とするのであるが、其他米穀商・文具商・醬油醸造業者など、種

種あることは既述のやうだ。而して是等各種團體の主張は、それ々の立場に依つて違ふのであるから、茲に一々其主張を列記することはできぬが、亦自から共通の點がないではない。其最も共通した點は、自己の營業を蠶食される打撃と、其競争の不當なることの主張であつて、結局營業者との競争を公正にする爲め、種々の特典を廢止し、除外例を撤廢し、且監督を嚴重にして欲しいと言ふにある。固より商工業者と銀行とは違ひ、醫師會は更に趣を異にすることは言ふまでもないが、次に中心運動者たる全國肥料聯合會の要求と、商工業の各種を網羅した全日本商權擁護聯盟の主張の要旨を述べやう。

二、肥料商の主張 は、(一)産業組合の發達には異存なきも、故らに肥料の配給の爲めに購買組合のみを保護助長し、産業組織を急激に變化させることは反對だ。(二)肥料商は嚴格なる取締法の下に、誠實に配給業務を行ふも、最近は收支償はざる状態で、各種の公課・負擔にも耐へ難い。(三)然るに組合は殆んど肥料商と同様の商行爲を行ひながら、取締法の適用なく、租税・公課を免ぜられ、且低利資金の特典があるから、商人は益々悲境に陥らざるを得ない。

従て肥料商と産業組合とを均等に待遇する爲め、次の諸項を實行せられたい。

- (一) 肥料取締法を改正し、産業組合にも適用すること
- (二) 肥料商にも低利資金を融通すること

(三) 肥料商の公課を免除し、又は軽減すること  
 (四) 組合の投機賣買を取締ること  
 是等の中第四は當然であつて、第二も商業組合で、できるやうになつた。従て問題は第一と第三である。

三、商權擁護聯盟の主張 日本商工會議所が反産運動を取上げ、之を援助しつゝあることは、既述のやうであるが、全日本商權擁護聯盟は日本商工會議所理事渡邊鐵藏君の意見を代表的のものとして頒布した。今其要旨を見ると、次のやうだ。

(一) 我國の中小商人は其數の激増・百貨店の發達・消費組合運動の外、農村救済政策の爲め(經濟更生部の創設)益々苦境に陥ることゝなつたからして、購買組合の特權廢止と取締勵行の爲め、昭和八年十一月全國的の商權擁護運動を起した。

(二) 今日の商業組織は生産・配給の必要上、歴史的・自然的に發達したもので、産業組合の如く人為的・特權的のものではない。配給機關として能率の多い商業が存在する以上、消費組合の如きは本質上無用のものだ。(消費者に配給の費用と危険を負擔させるから)。但部分的には斯様な組合があつても差支へないが、それが飽くまで當事者の自治に委すべきもので、官吏が指導したり、直接關與すべきものではない。

(三) 我國の産業組合は所得税・營業收益税・營業税・資本利子税・登録税・印紙税・家屋税・不動産取得税・自轉車税・自動車税・荷車税・水車税・電柱税・金庫税・扇風機税等各種の國税・地方税を免除されてゐるが、所得税・營業收益税だけでも、年額四百萬圓以上の免税である。其外各種の補助金や獎勵金(二百萬圓以上)を受けてゐるが、農村經濟更生策の名目で支出する補助金も、亦多くは産業組合に向けられるし、別に巨額の低利資金がある。

尙ほ政府への賣渡納品は隨意契約の便宜があり、縣の米検査に當つても不公平がある(商人の手數料を高くした上に、後廻しにする)。

(四) 肥料取締法・度量衡器免許規定・人工甘味質取締規則・藥劑取締規則など、公益上平等に適用すべき規則を、産業組合には適用せぬ。

(五) 農林省や地方官吏は産業組合の助長を最大任務と心得、地方長官其他の官公吏が組合の支部長や重要役員を兼務し、或は直接事業經營に参加し、又は種々の便宜を供與し、組合の事務所を官廳内に設け、甚しきは組合の事務所に供する爲め新に建物を建設し、之を無料で貸與したり、公有建物内に組合の精米所を設置させてゐる所さへある。要するに我國の産業組合は官公營の感があるが、産業組合就中消費組合は其本質上斯様な特典を與ふべきものでない。

(六) 消費組合は何等産業の發達に寄與するものでなく、單に組合員の消費經濟上の利益を目的と



するものであるから、國家が特別に之を保護する理由はない。消費組合の賣買は全く商業と異なる所はないから、之を免税する理由はない。唯政治上の理由から歐羅巴でも多少特別の待遇を與へてゐる國もないではないが、英國の如きは昭和九年度から所得税を賦課し、佛國も亦同様だ。

(七) 我國の農林省や産業組合關係者又は農村の一部には商業無用・商人の搾取を信じてゐる者が少くないが、商人は農民を搾取する者ではない。組合こそ農民の出資や國民の負擔を増加して、それぞれ搾取する結果となる。

(八) 全購聯の五箇年計畫完成の曉には、我國肥料商の大部分は倒産するであらうが、故なく斯様な結果を齎らす政治は悪政である。若し肥料や米穀を特殊扱にする必要があるから、何故それ等の商人の租税・公課を免除しないのか。徒に退職官吏に職務を供する機關(例へば全購聯)を造つて、正當の營業者を亡ぼすものだと言ふ謗を免れることはできぬ。

其他雜貨・文具の配給まで急激に組合が行ふときは、我國中小商工業者に對し、重大なる慘害を齎らし、小學生を利用して模擬購買組合を作らせるが如きは、思想上の悪影響も亦少くない。

(九) 組合運動者は資本主義の是正を叫ぶも、組合の發達は小資本小規模の商人を倒すから、組合こそ一大資本主義的存在だ。全購聯の拂込金は百五十萬圓で借入金が五千三百萬圓に上る、之が資本主義でなくて、何物が資本主義であるか。

(十) 斯様な理由に依り、購買組合反對運動を商權擁護運動に擴大し、昭和八年十一月次のやうな決議を行つた。

#### 商權擁護に關する決議

吾人は商權擁護の爲め、極力左記事項の達成を期す。

- 一、購買組合・販賣組合の事業に官憲の關與を嚴禁すること
  - 二、購買組合・販賣組合に對する國費及地方費の補給を廢止すること
  - 三、購買組合・販賣組合に對する各種免税の特典を撤廢すること
  - 四、購買組合・販賣組合の違法行爲、脱法行爲の取締を勵行すること
  - 五、其の他購買組合・販賣組合に對する保護助長の特典を撤廢し、營業者と均等の待遇を爲すこと
- 吾人は本聯盟の全國的結束を益々鞏固にし、飽く迄前各項の趣旨貫徹に邁進せんことを期す。右決議す。

要之、商權聯盟の主張は農村全體に對するものではなく、又産業組合全部に反對するものではない。其中の購買・販賣(生産又は製造を含む)の二種の組合に對し、(一)官權の關與を斥け、(二)免税・保護其他の特恵を除き、(三)違法行爲の取締を嚴にして、營業者との立場を對等にし、中小商工業者の苦境を救済せんとするのであつて、當面の問題として重きを置くのは、現在最も脅威を感じてゐる肥

料商其他數種の商工業者である。消費組合の社會的效果が軽いこと、商業の必要性と其排除の誤謬とを説いたのは、前記主張の補説のやうであるが、實は之が指導原理であらねばならぬ。

四、其他の反産運動 の中最近問題となつたのは信用組合と醫療組合である。

信用組合 は最近却て減少した觀があるが、地方金融恐慌の反動として、組合の銀行預金を聯合會へ振替へたり、農村信用組合が當座預金を預つて小切手の振出を許したり、組合員外の預金・貸付を行ふ者もあるから、是等が問題となり、高橋藏相はそれ等の取締を勵行すると言ひ、一方日本商工會議所では、信用組合も亦普通銀行の如く、他の業務の兼營を禁じるやう、商工大臣に陳情した。

醫療組合 は利用組合組織で行ふのであるが、青森縣には組合の病院が四箇所あり、鳥取・島根兩縣にもそれがあり、尙ほ漸次増加する形勢なので、開業醫は脅威を感じ、遂に醫師會の運動となり、組合の診療所開設に不利な法規の改正となつた。然し内務省では「普通醫の醫療費が割高であるから、組合の診療所設立を制限することはできぬ。唯各科綜合の大病院は組合の經營に適せぬ——却て費用を高くする虞がある——から、之は許可せぬ方針だ」と言ふことだ。

此外帝國農會の農産物販賣斡旋所と産業組合の對立や、全國養鶏組合中央會と全販聯との衝突問題もあるが、是等は本問題と直接の關係はない。(柑橘の輸出組合との衝突もあつた)

#### 四 産業組合側の反駁

前記のやうな運動に對し、産業組合側は如何なる態度を採つてゐるかと言ふと、最初の間は目立つた辯明や運動もしなかつたやうであるが、昭和七年の冬から翌八年の議會に於て、始めて問題とされるやうになつてから、組合側の注意を喚起し、同年十一月商權擁護聯盟が結成されてからは、愈組合擁護運動を顯著にした。即ち全國農村産業組合聯合會は各種の辯駁書を公にし、産業組合中央會の主事である千石興太郎君は機會ある毎に、辯解に勉めてゐる。千石君の意見の要旨を見ると、次のやうだ。

(一) 農村産業組合運動は全日本農權確立運動である。反産運動者の目標とする所は農村の産業組合であるが、——都市の購買組合はまだ微々たるものであるから——我國の農村は「農業者自らの手に依りて農村經濟を支配することを實現せんとしつゝある。」即ち生産物の販賣でも、必要品の購入でも、其他農村經濟生活の全面に亘つて獨立自主化を行はんとするにある。農村經濟の自主獨立がなければ、農村の振興とか、農村經濟の向上安定とかは、到底期待し得ぬからである。過去及現在に於ける農村經濟は其殆ど全部が都市の經濟勢力と、其延長派生とも云ふべき、地方の中小商業者に依て自由自在にされてゐる。此の如き不合理なる状態を改造することは、農村の上から見ても、又國家の上から見ても、必要なる當然事であつて、誰しも反對をなし得ざる所である。

之が爲めには農村の經濟力を鞏固にして、都市の經濟力と對等の立場にしなければならぬが、それには先づ一農村を協同經濟化し、之を地方的聯合組織に依て、府縣の協同經濟活動を促し、更に進んで全國的聯合組織に依りて、五百有餘萬戸の全農業者の經濟生活を協同經濟化し、一の鞏固なる「ブロック」を形成せんとするのである。今や産業合理化なる美名の下に、國民大衆の生活上必要なる産業の集團化が盛んに行はれ、農村に就て見ても、肥料の如きは、製造會社の「カルテル」組織が漸次強化しつゝあるから、農村の經濟力強化の爲め、集團を結成しても何等咎めらるゝ理由はない。

更に農村産業組合運動は現在の社會機構・經濟機構の内部に於て、産業組合による經濟活動を機構づけんとするのであるから、資本主義經濟機構に對しては、全農業者の協同的經濟力に依て、適正にして有利なる經濟的協調を行ふにあるから、之に對して彼是と論議する必要はない。然るに反産運動は農村自主獨立化運動を抑壓し、農村を永久に都市經濟即ち中小商業者の支配下に置かんとすることを目標とするものだ。

(二) 反産運動の中心である肥料商窮乏の眞因の暴露

肥料商が産業組合、就中全購聯の活動の爲めに打撃を受けてゐることは事實である。即ち全國農家の使用する販賣肥料即ち「金肥」の總額は三百五十五萬噸餘で、其價格約一億七千八百萬圓であるが此内産業組合の取扱に屬する分は噸數にして二割二分、金額にして二割三分に當る。更に全購聯は此

六割四分、總使用高の一割二分を供給してゐる。之は肥料商の打撃ではあらうが、僅に二割餘の減少で肥料商が悲鳴をあげるのには、從來暴利を貪つてゐた證據である。

近年肥料商の窮乏に陥つた原因は、組合の活動より他に眞因がある。其(第一)は昭和四年以來の農村經濟恐慌に因る肥料消費高の激減で、即ち昭和四年から二箇年間に四割一分五厘減少した。

最近三箇年間に於ける肥料取扱状況 (單位千圓)

	昭和四年	同五年	同六年
(一) 全國金肥消費金額	三二六、〇八六	二四四、二二五	一八五、三一八
(二) 産業組合取扱高	六三、四七一	五五、三八八	四二、二七三
(三) 内全購聯取扱高	(八、三七二)	(一〇、三三二)	(一六、七〇九)
(四) 農會其他農業者團體の取扱高	四三、一四九	三五、九八二	二三、六八二
(五) 肥料商取扱高	二〇九、四六六	一五二、八四五	一一九、三六三

〔備考〕(一)(四)(五)は曆年、(二)は組合事業年度、(三)は全購聯の事業年度であるから一致はせぬ。

前表に據ると、昭和六年度に總消費高が四割一分五厘減じ、肥料商の取扱高は九千萬圓餘、即ち四割三分減少してゐるから、單に肥料商の方が減り方が多いだけだ。其一原因は全購聯の取扱高が約二倍となつた爲めだが、それは肥料商取扱高の減少高九千萬圓の九分餘、昭和四年の肥料商取扱高の四分弱で、七年度でも一割五分弱に過ぎぬ。(筆者曰ふ、昭和七年度は四千四百萬圓、同八年上半期だけで三千八百萬圓に上つた)

(第二) は賣掛代金の回収難が増加したことで、昭和八年二月の公表に據ると、全國で四億圓の賣掛金が残つてゐて、回収困難だと謂はれてゐる。

(第三) 油糟・魚肥のやうな營業上ツマ味のある有機質肥料の消費量が減少して、漸次石灰窒素・過磷酸石灰・加里などの無機質肥料(化學肥料)が増加したことである。有機質肥料は廣く分散した地點で生産され、肥料商に取つては取引集散過程・商業的機能を活働させる範圍が大きいから、利益も亦多い上に、生産が不規則で、相場の変動が多いから、投機的利益もあるが、無機質肥料は大量生産の上に、製造會社が「カルテル」を造つて賣價を一定するから、商人の利得は手數料程度に止る。同時に肥料全體の市價の低落、就中有機質肥料の暴落が亦打撃の一原因となつてゐる。

(第四) 従來肥料商が農家へ肥料を貸賣にし、其代價を出來秋に米穀其他の農産物で支拂ふ者が少くなかつたからして、商人は二重の利得を得たのであるが、近年は斯様な方法が減少した。是も亦肥料商の打撃である。

(第五) 従來肥料商が最も多くの利益を得てゐた、配合肥料や化成肥料に就て農家の鑑識が高まり、選擇が嚴重になつた爲め、商人の利益が減少した。

要するに「肥料商窮乏の眞因は産業組合の進出以外に多々ある」と言ふのである。

(三) 一般中小商業者の窮乏は産業組合の進出に原因するものではない。

我國農村の品物購入高は、内輪に見積ても一箇年の總額は十四、五億圓はある。然るに産業組合の取扱高は肥料まで入れても、僅に一億二千萬圓内外であるから、之が中小商業者の窮乏原因であると考へられぬ。(筆者曰、昭和七年度の購買金額は一億二千七百萬圓、内肥料四千三百七十六萬圓、飼料五百萬圓で、八年度が一億五千六百萬圓である)

中小商業者の重大なる壓迫は、寧ろ資本主義經濟機構の内部に存在し、大中の産業資本や金融資本が商業資本を壓迫し、更に百貨店のやうな大商業資本が中小商業資本を壓迫する。其他大製造會社が直營の販賣店を經營する(明治製菓・森永製菓・資生堂等)。或は官廳・銀行・會社・學校等が共同購買組織を強化する、公設市場が發達し通信販賣が増加する、其上に中小商業者自ら濫りに増加して、益々困厄に陥るのである(我國の商業人口は大正九年の三百二十萬人から約五百萬人に増加した、即ち有業者人口増加の八割八分は商人だ)。

一方農村産業組合の取扱商品には限度があつて、主要必需品(例へば肥料や飼料)に力を集中すべきであるから、農村の商人は飽くまで農村「サーヴィス」に重きを置いて農村の便利を圖れば、商人や商品が多少は整理されても決して没落することはない。

(四) 産業組合に對する課税の免除は産業組合の本質から見て當然であるし、其他の特典や保護は中小生産者乃至無産者に對する國家の社會的施設である。

産業組合は組合員の爲めに、經濟活動を行ふ爲めに出資もするが、組合自體の利益を目的とするものではない。固より法律に依て準備金も積立金も設けてゐるが、之も各組合員の分け前を定め、組合自身のものではない。又剰餘金もできるが、之は賣價が高くて取過ぎたのであるから、之を返戻するに過ぎぬ。従て組合員には課税しても、組合其ものに課税する理由はない。若し組合員外に販賣するやうな違法行爲があれば、それは取締らなくてはならぬが、之は別問題だ（産業組合法に依らない消費組合や、鐵道省共濟會の購買部や、會社の購買會などは、誰にでも賣つてゐる）。

最近英國に於て消費組合に課税したと言ふが、英國にも反對論があるし。議會に消費者や労働者の代表が少い爲めで、英國でも議會の勢が變れば廢止されるであらう。我國のやうな中小産者や無産者が多く、農民の多い國では、社會政策としても、是等の者に有利な産業組合には課税すべきでないし、特典を與へても當然だ。

商業者は他の特典の妨害などをせずに、自分自ら國家の保護助長を求めるがよい。現在でも商業組合には課税免除や種々の特典があるから、それを利用したり、市街地信用組合を利用するがよい。所得税・營業收益税・資本利子税・登録税は産業組合の外（一）商業組合・（二）工業組合・（三）輸出組合・（四）住宅組合・（五）海外移住組合等に對しても免除されてゐるし、産業組合でない消費組合や購買會も亦免税されてゐる。其外相互會社・貯蓄銀行・鑛業權者・製鐵業者等、租税免除や其輕減の特典を受

けてゐる者が少くない。

（五）農村産業組合に對する保護助長は、國家として重要な農村政策の現れだ。

反産論者は産業組合に對する補助金を云爲するが、商工業の組合に對する補助金も少くはない。（昭和八年度十五萬圓）其外大企業には莫大の補助がある。即ち製鐵獎勵金が百六十萬圓、航路補助が一十萬圓、造船獎勵が五百萬圓、鐵道會社の補助金が七百萬圓の豫算だ。低利資金も一組合當りは農林・漁業者の四十三圓七十錢に對し、商工業者のそれは四十二圓四錢で、大差はない。

成程全購聯は人件費や工場・事務所などに對して或程度の補助を受けてゐる。例へば配合肥料工場建築費の年額や、各府縣の販賣・購買組合聯合會に於ける肥料取扱職員の手當の半額、米の全販聯の人件費の補助などであるが、其金額は些少である。

（六）反産運動の各方面に及ぼしたる、又は及ぼすべき效果、

反産運動が激化して以來、其新聞記事が増加した爲め、農村の組合は其社會的地位を自覺し、組合の理事者も亦大に緊張するやうになつたのは、此運動の間接的效果であるが、其他政治方面にも都市選出議員と農村選出議員との對立となつた。政府も亦眞劍に農村問題や中小商業者の對策を研究する必要に迫らるゝことゝなつた。

孰れにせよ吾人は自己の方針に従て邁進すべきである云々。

以上が反産運動に對する辯駁の要旨であるが、昭和九年一月廿五日全國産業組合長會議は反産運動對策に關する決議を行ひ、種々の事項を實行することとなつた。即ち、(一)五箇年計畫の徹底的遂行、(二)都市及農村の庶民大衆の連絡、(三)組合の保護の擴充、(四)組合課税の反對を目標とし、支會に「反産運動對策委員會」を組織し、反産運動を調査して報告させ、自治體の政治的動向に注意し、各種の議員中組合を支持せざる者を排斥し、其他建議・陳情・宣傳等にも力を注ぐことなどである。

## 五 兩者主張の批判

前記兩者の主張を観ると、孰れにも相當の理由はあるが、次の兩者の重要主張を検討する。

**一、産業組合側の主張** の第一は「農業者が自己の經濟の獨立自主を圖るに、彼是謂はれる理由はない。農村は都市の商人に壓迫されてゐるから、之を對等の地位に進めるべく努力してゐるに過ぎない。組合運動は現在の經濟機構内に於て、全農業者の非營利的協同經濟團體を造るにある」と言ふ。成程之は一應尤もであつて、反産側の論者も敢て産業組合の自力的發展を否認するわけでも、亦妨害するものでもない。唯過當なる保護を加へることに依て、膨脹することを抑制せんとするにある——過當であるや否やは事實の問題だが——換言すれば、農業者の協同的經濟活動に對して異議を唱へるわけではないから、反産運動に對する辯明としては、此主張は餘り重要視するには足らぬ。

然し之を一つの理論(理想)として観るときは、首肯し難い點がある。即ち農村が都市に隷屬してゐる——搾取の意味?——と言ふが、是は昨今のやうな農産物暴落・農村困厄の時代に映ずる現象であつて、好況時代、農産物暴騰の時代には、都市就中、中産以下の者は農村に搾取されてゐたのである。又農村の獨立經濟とは、想ふに自己の産物を自ら販賣し、或は「自己の需要品を自ら生産し又は購買する、金融も自ら行ふ」と言ふのであらうが、農村が農産物の生産と言ふ重要な社會的任務を完全に遂行せんとする以上、斯様な機能を行ひ得るものではない。假令行ひ得ても、それは一小部分に過ぎない上に、此小部分に於て得る利益以上損失のある場合も珍しくない。例へば組合の與へる便益が商人のそれに及ばない場合、又は組合が失敗する場合で、それは生産組合(事實上の)や信用組合には殊に多いが、購買・販賣組合の成績も餘りよくないし、失敗した例も少くない。最近の沼津市場の大失敗の如きは、組合事業の缺陷を如實に示すものだ。而して非營利經濟組織を建設すると言ふが、之も亦部分的のものであつて、全機構を改めるには、よほどラディカルの變革でもしなければ、實現し得るものではない。又斯様な改革が必ずしも農業者全體の福利を齎らすものとは考へられぬ。

一部の商人が新たな競争者の發現に驚いて、其困窮原因を其孰れかに歸することの誤れる如く、農業者の困厄が、組合に依て著しく輕減されると考へるのも、亦認識不足でなければ、組合の宣傳手段である。假に米穀・果實・野菜などの農産物が幾分配給費(販賣費)を輕減し、例へば一割の手數料を

五分にして見た所で、生産費が多かつたり、賣價が安ければ、何んにもなるものではない。又肥料や飼料の買價が安くなることは、農村の利益には相違ないが、是亦産物の賣價が安ければ、大した利益はない。然るに肥料安の爲め一時は利益があつても、生産増加の結果は販賣競争となつて、賣價は低落し、矢張り従来と異なる利益を得るに至るであらう。然らば聯合の力に依て賣價を左右し得るかと言ふと、之は農産物には到底期待し得るものではない。

第二の肥料商の窮厄の原因は、(一)農産物の暴落に因る農村の窮乏、(二)之が爲めの消費減少と價格低落・貸倒、(三)化學肥料の増加、(四)肥料會社の「カルテル」等にもあること、組合側の主張のやうであらう。だが然し組合の進出も亦重要原因であることは否定できぬ——之は組合側も多少認めてゐる——假令全國に於ける金肥消費高の一割五分にせよ、肥料商の販賣高が減少し、然もそれが支拂能力の多い上得意であるとする、商人の打撃は決して少くない。加之平均一割五分であつても、地方に依ては三割にも五割にも及ぶ所もあるであらうから、斯様な地方では肥料商の大半は倒産するわけだ。殊に昭和八年度は上半期だけでも三千八百萬圓に上る(尤も上半期が多いが)。其上五箇年計畫を遂行すれば、何としても一大脅威である。従来多數の肥料商中には、多少面白くない方法で取引した者もあつたであらう、即ち肥料取締法が制定されたわけであるが、誠實に營業して多數の農家に便益を供して來た商人に對し、俄に其職を失はさせるやうな遣り口は、果して健全な政治であるか。そ

れも前記の如き客觀的情勢に因る場合は已むを得ぬとしても、若し産業組合に對する過當の保護や、官公吏の偏頗な取扱に職由するものであるならば、其點は何としても改めなければならぬ。

其他小學校に於ける文房具の販賣に就ても亦同様であつて、農村文房具商の經濟的困難が、一般財界の不況に因ること多しとしても、産業組合にあらざる模擬購買組合を設立させ、全購聯等が之に配給することは、組合員外販賣を認めざる法の精神には背反するものであるし、小學校教員をして之を勸奨させる——強制の意味がある——如きは、いたいけない幼兒に履違つた思想を植附ける虞があると思ふ。教員自身も亦其趣旨を誤解し、一方には故なく商人を嫌惡したり、猥りに現在の社會組織を呪咀する觀念を養成する弊害がある。此點は反産論者に對する反對の爲めの主張として輕視することはできぬ。

第三には、現在我國の中小商工業の悲境は、必ずしも販賣・購買組合の進出にのみ職由するものではないことは事實である。肥料商・米穀商・文房具商などの中には、相當の打撃を受け、中には倒産した者もあらうが、全體から觀ると、現在の所では部分的の打撃に過ぎない。是亦一般財界不況や金融難などの外、大都會に於ては百貨店や小賣市場などの壓迫が著しく、組合の配給などはまだ大問題とする程度には發達してゐない。例へば昭和七年に於ける新東京の小賣總額は約九億五千萬圓であるが、産業組合法に據る購買組合の販賣高は僅に二百七十六萬圓で、千分の三弱に過ぎない。全國の消費組

合中産業組合法に據るものが二百で(昭和七年末)、其他のものが二百五十三であつて、此中には官廳や大會社を中心とする者が少くないし、員外販賣もやつてゐるから、却て此方の影響が多いであらう。(東京に於ける消費組合五十の賣上總額は七百七十餘萬圓であるから、購買組合以外の金額は五百萬圓に上るわけだ)然し全國の五箇年計畫、第二の五箇年計畫、第三、第四と發展すれば、商工業就中商人側に及ぼす影響も決して少くはないのであらう。

第四の課税免除の當否は問題である。之は英・獨・佛や瑞西などでも長い間の問題で、最近英國は協同組合(購買組合)の所得税の範圍を擴張したと言ふことだが、獨逸でも大戰前までは却て商人に比して重税を課し、其後も賣上税を賦課し、佛蘭西も亦營業免許税を課して員外販賣と、利益を分配以外の目的に使用することを許した。瑞西は各州の租税の負擔が著しく違ふと言ふことだ。

購買組合に課税すべきや否やと言ふことは、外國でも日本でも、主として組合の剩餘金が利潤であるや否やと言ふ點にある。組合側の主張を聽くと、「組合は利益を獲る爲めに造つたものではない、出資金に利子を附けることがあつても、又剩餘金ができて、それは貸付の利子なり、配給の手數料を取過ぎたのであつて、其割戻しをしたからと言ふて、利益配當ではない。又組合が法規に依て積立金を拵へても、それは組合のものではなく、各組合員の持分を分けてゆくから、組合員に課税しても、組合自體に課税すべきものではない」と云ふ。此種の議論は外國の組合側が常に主張する所であつて

英國では「組合員の受ける割戻金も亦所得ではないから課税すべきものではない」と主張した。英國では此外「何人も任意に加入し得る團體は免税するから、購買組合も亦免税すべきだ」と言うてゐた。然し最近「組合は組合員と離れた獨立の存在であつて、組合員への販賣は單純の相互取引ではないから、課税すべきだ」として之を實行した。其一原因は英國の所得税が大戰後著しく増加し、組合の特典が顯著となつた爲めであらう。

産業組合は一般に非營利團體と看做されてゐる。其論據は自分で造つたものを共同して賣り、或は自分の需要品を共同して買ふに過ぎぬからだと言ふ。成程之も一理あるが、假令自家の生産物や需要品でも、之を有利に賣買することを目的とする組織は、是亦一種の營利的機構である。分業の結果商人が専門業務として行ふ仕事を、生産者か消費者が兼業として行ふに過ぎない。換言すれば産地問屋か又は小賣業を営むものと看做することができる。少くも慈善・宗教・學術などの團體とは全然趣を異にするから、之に對して課税しても決して不當ではない。組合の剩餘金は割戻(Payment)で、利潤(Profit)や所得(Income)でないなどと言ふのは、單なる形式論に過ぎぬ。假に之を非營利的のものとも見ても、非營利中最も營利に近いものであるから、純粹の非營利事業(學術・慈善等)と區別して課税するに何んの差支へもない。近年は學者の著作收入(印税)の如き、純然たる非營利の收入に對しても、我國ではドシ／＼所得税を賦課してゐるではないか。若し之を免税するものとせば、組合員の消



費に供する酒や煙草を造つて配給しても、亦免税することとなる。其他あらゆるものに及ぶが、それが果してでき得るか。又製糖業者が組合組織により、自己の甘蔗より製造した砂糖を販賣する場合には免税することとなるがそれはどうか。一方小賣商人は僅少の資本と自家勞力とに依り、配給に關する種々の「リスク」を負担して社會に貢獻する者であるが、之に課税するものとすれば、組合に課税しても強ち不當ではない。組合論者は商・工業の組合にも免税の特典があるから、自分等も之を利用して共同仕入でも販賣でも乃至製造でも行へと言ふ。成程之は理窟であるが、商工業者就中商人は個人的の租税公課が多いから——最近の調査に據ると、一戸當り農村は五〇・六七圓、都市は七一・二七圓であつた。尤も之は總ての者を含んだ數だ。——それは組合の免税に依て救はれるものではない。産業組合は個個の商工業者と對立するものであるから、對照が違ふ。

要之産業組合に課税することは、理論上行ひ得るものであるが、我國に於ては組合の何たるを理解しない者が多い時代に、其設立を勸奨する目的で、免税の特典を與へたり、其他の補助指導を厚くしたわけである。其上最近の農村窮乏が之に拍車を掛け、一層種々の特典や官吏の援護を深くしたのである。農村が我國の重要組織で、其窮乏を救済することに異存はないが、社會の或部分を救済する爲めに、他の重要部分に大打撃を與へるときは、其政策は適當の制限を設けねばならぬ。社會政策の本義は必ずしも農村のみに厚くすることを意味するものではない。社會の或階級の發展の爲めに他の

階級が虐げられる場合、或は解消を招く場合に、一方を抑制して調和させるにあるから、農村のみの利益を圖ることは決して社會政策とは言ひ得ない。況んや組合の効果は部分的のものであつて、之に依て農村が浮ぶわけではないのであるから、組合が今日のやうに發達した場合には、假に免税するとしても、租税の種類を制限し、或は課税して幾分か輕減する程度に止めるがよろしい。

其他保護・勸奨も或程度に止め、積極的に補助金を交付したり、官公吏の關與は避けるがよい、違法行爲の取締を勵行することは謂ふまでもない。低利資金の融通の如きも、充分使途と返済能力とを鑑別し、是亦適當に制限する必要がある。何となれば借入政策に依存する經營は自から放漫に陥り、冗費を増加したり、危険に曝らされる場合が多いから、遂には固定したり、貸倒となる虞が多分にあつて、遂には國庫の負擔即ち國民全體の負擔となるからである。殊に販賣購買組合には其必要が少いのであつて、其上補助金や低資は漸次増加して止まない弊害がある。組合事業の發達した丁抹の如きも、組合の設立は奨勵するが、政府は組合の營業方針には關與せず、何等補助金すら交付して居らぬ。然も組合員の眞劍の努力に依り、驚くべき農産物販賣の好成績を示してゐるのである。組合論者は「獨立自主」を高調するが、此意味の獨立自主、即ち政府や公吏の保護の如き他力本願を棄て、自力に依て自らの運命を開拓するのが萬全である。

二、商權擁護聯盟の主張 にも亦感心せぬ點がないでもない。之は想ふに産業組合の非を鳴らすに急

なる爲めであらうが、(一)現今の經濟組織が歴史的に發達したもので、商人の職務も社會的有要であるには相違ないが、歴史的に發達したからと言うて、必要が減じたものは、徐々に衰滅することはあり得る、のみならずそれが廳て社會の資本・勞力を有効に働かす所以である。唯故らに效果の不明なる組織を輸入し、過當の擁護を與へて之を盛り立てることが弊害であると言ふに過ぎぬ。又自然の發達であつても、それが急激に膨脹して多數者を亡ぼす場合には、適當の政策を講じなくてはならぬ。(二)從て消費組合が無用の存在であると言ひ、一概に之を排斥することは穩當ではない。消費組合にも缺點はあるが、組合員の協同精神が發達し、理事者に人を得て、經營宜しきに適へば、相當の効果はある。それが過當の保護に依らぬ場合は、一部の商人が打撃を受けても、洵に已むを得ぬ次第で、商人側は組合や百貨店・均一店などの進む方向を透察して、自己の分野を自覺し、且經營法の改善に努力すべきである。(三)反産論者は肥料商人中倒産する者があれば、之を補償せよと言ふが、政府專賣の場合などと異り、若し經濟組織の自然の發達の結果に因るものとすれば、之は前記のやうに已むを得ぬのであつて、宛も自動車の發達の爲めに車夫が失職したと同様である。自動車工業に政府の補助金があるから、車夫に失職手當を給せよとは、誰も言ふ者はあるまい。(軍用自動車補助法)による補助金は兵器納入を除き、今までに四百萬圓と推算されてゐる。

尙ほ産業組合側も亦、反産運動の論者も、共に論争の目標を外づして争つてゐる點がある。(一)例へば都市の中小商人が苦境に陥つた一原因が、百貨店の急激なる發達にあることは、組合側の指摘する如くである——例へば大正十一年の舊東京の百貨店五店の賣上金高は約六千萬圓に過ぎなかつたが、昭和六年六月には十八店の賣上が二億一千餘萬圓に上つた——然しそれは東京・大阪のやうな大都市の中小商人が困憊する一つの原因であつて、地方の小都會や農村の商人が困る原因ではない。それを引きくるめて、單に商人の困窮原因は百貨店其他であつて、組合の爲めではないと辯解してゐるのは、チト見當が違ふ、反産論者の主として目標とする所は地方の購買・販賣組合が地方の商人に及ぼす影響を緩和するにある。(二)又産業組合側が自分等と類似した立場にある、産業組合以外の共濟會等を摘發し、稍非議するやうに見えるが、之は却て自分等の立場を不利に導く虞れがある。是等の會は購買組合に類似してゐながら、免税等の理由を附けるに一層有利の立場にあるものである。(三)翻て反産論者も亦現在最も打撃を蒙りつゝある商人は、肥料商・米穀商・其他限られたる種類であつて、然もそれは農村や地方小都市の者であるにも拘らず、強て之を擴張し、あらゆる販賣・購買組合に對抗するやうな態度に出た爲め、それ等の影響は少い商工業者は、其聲の餘りに大なるに驚き、却て反對の氣勢を減ずる弱點を作つた。之が爲め組合側は大都會の百貨店問題までも擔ぎ出して資本主義を攻撃することになつた。(四)組合側は亦全農村の獨立自主などと言ふ一方、「肥料・飼料など、限られた種類の購買に限るから安心せよ」など矛盾したことを述べてゐる。(五)一體所謂資本主義經濟機構の中

に生活しつゝ、其便宜だけを受けて、農村だけ非營利的に獨立しやうなどと言ふ考へ方が無理である。各種組合の經營それ自體資本主義のものが多くではないか。(此他農村工業化が理想的に行はれるものとする、是も亦工業者の反産問題となることは明かであるが、之は他日に譲ることとする)

紙上傳へる所に據ると、商工省では、(一)産業組合に對する政府の助長方針を容認し、特權や補助金の廢止若くは課税には反對する、(二)然し商人を無視するやうな農林省の産業組合運動と其宣傳には反對だ、(三)組員外の販賣等違法行爲は取締る、(四)中小商人の合理化を圖る、即ち小賣商人の自治的小賣市場を助長し、中央市場との接觸を親密にし、小賣價格の合理化を圖り、更に商業組合制度を普及發達させ、共同仕入や販賣を勧め、合理的經營に依て配給組織を改善し、小賣商人に對する社會の非難を解消する(九年一月中旬)。又、(五)地方に運用指導員を増派し、地方廳も商業組合成功の地方豫算を増加する、(六)低利資金の融通を圓滑豊富にする。(七)先づ商業組合聯合會を作り、自治的に中央會を組織させ、中央會と中央金庫制度を設立するやう法規を改正する、(五月下旬)商業組合の發達と、經營法の改善とに依て、産業組合に對抗させやうとするのである。

産業組合の保護助長が過當であるとしても、今俄に之を撤廢することは、農村振興の建前へから見ても、直に實行することはできぬであらうから、前記の程度で御茶を濁すのも已むを得ぬかも知れぬが、私は大體の方針として産業組合の保護・助長も漸次輕減すると同時に(農村振興には他に幾らも

有效の方法がある)、將來中小商工業者に對する過當の保護・助長も見合せる方がよいと思ふ。是等は孰れも國費を無益に費消し、然も當業者には大した利益がないのみならず、單に改善を怠らせるに過ぎぬ場合が多いからである。(九・六・三)

(參考書)

- (一)渡邊鎮藏「大特權階級・産業組合の中小商工業壓迫」(全日本商權擁護聯盟)
- 全日本商權擁護聯盟中央及地方支部大會決議並に宣言(全日本商權擁護聯盟)
- 其他「商權擁護運動資料」九種(全日本商權擁護聯盟)
- (二)千石興太郎「反産業組合運動批判」(全國農村産業組合)、同氏「産業組合の諸問題」(日本評論社)
- (三)同氏「反産運動に就て」(東京講演會)、同氏「産業組合運動の現在及將來」(日本講演通信社)
- (四)産業組合中央會「産業組合擴充五箇年計畫、第一年度上半年概況報告」
- (五)全農協叢書數種(全國農村産業組合協會)
- (六)本位田祥男「消費組合運動」(日本評論社)、同氏「協同組合論」(同社)
- (七)小平權一「産業組合論」(興文社)、山崎勉治「日本消費組合運動史」(日本評論社)
- (八)佐藤寛次「産業組合」(日本評論社)
- (九)小林行昌「内外商業政策」上卷(第二編、第四章、第一節、第二項)
- (一〇)リンクセン「消費組合論」(協同會)
- (一一)辻誠「日本の産業組合運動」(産業組合中央會)
- (一二) G. Gide—Consumers' Co-operative Societies.
- (一三) C. Webb—Industrial Co-operation.

[附録第三] 反産運動の全貌と其批判

- (1E) Dr. T. Cassau—The Consumers' Co-operative Movement in Germany.
- (1F) A. Gjores—Co-operation in Sweden.
- (1K) Smith, Gordon & C. O'Brien—Co-operation in Denmark.

0.11	11.8
均	
従業員	借入金
三人	千円
0.8	0.8
セ	30.8
二	0.2
四三	八七.六
險料	其他
0.3	2.3
0.3	4.7
0.5	1.8
0.1	3.0

# 附錄 商店統計表 (東京市)

〔其一〕 要約表

## (A) 總數の部

市域別	營業所數	資本	販賣金額		仕入金額	買差益	營業費	損益	對資本	買差益	營業費
			總數	卸賣小賣							
新市域	七五、八三五	一、九三、九九九	四〇三、四〇四	一四、九三三	二八七、四五三	三三、三七〇	九〇、〇〇四	五五、			
舊市域	八〇、三三三	二、四〇、二六六	三、六三、一〇〇	二、九三、四三二	六五、六九九	二、八六、一七〇	七三、九〇〇	三五、六、			
總數	一、五、一、三六	四、三四、五三〇	七、六六、五〇四	五、八六、八六四	九四、一五二	三、一、九、五〇〇	一、六四、九四三	九一、			

## (B) 卸賣の部

市域別	營業所數	資本	販賣金額		仕入金額	買差益	營業費	損益	對資本	買差益	營業費
			總數	卸賣小賣							
新市域	一〇〇・〇	七九・一	一〇・九	一〇・二	一〇・七	一〇・七	一六・一	一・			
舊市域	一〇〇・〇	七九・三	二〇・七	九・八	一〇・九	一六・〇	一・				
總數	二〇〇・〇	一五八・四	三一・六	二〇・〇	二一・六	二六・七	二・				

## (C) 小賣の部

市域別	營業所數	資本	販賣金額		仕入金額	買差益	營業費	損益	對資本	買差益	營業費
			總數	卸賣小賣							
新市域	一〇〇・〇	七六・六	二・四	八・五	一・九	一七・八	一・				
舊市域	一〇〇・〇	七六・七	二・三	八・三	一・三〇	一七・七	一・				
總數	二〇〇・〇	一五三・三	四・七	一六・八	三・二〇	三五・五	二・				

種別	總數	營業所數	資本	販賣金額		仕入金額	買差益	營業費	損益	對資本	買差益	營業費
				總數	卸賣小賣							
百貨店	一〇〇・〇	七五・八	二四・二	一〇・五	一三・七	五・一						
個人	一〇〇・〇	七六・〇	三三・〇	一六・七	五・三	九・五						
法人	一〇〇・〇	七五・〇	三三・〇	三・四	二・六	一・八						
總數	三〇〇・〇	二二六・八	九〇・二	三〇・六	一九・四	一六・四						

表 (東京市)

小賣		仕入金額		買賣差益		營業費		損益		手持商品		從業員		借入金		資本		販賣金額		仕入金額		買賣差益		營業費		損益		手持商品		從業員		借入金			
44,510	3,980	44,510	84,940	40,960	43,940	4,000	43,940	39,940	4,000	35,940	31,940	53,690	5,450	48,240	17,000	31,240	3,000	28,240	25,940	2,300	23,640	20,940	2,700	18,240	17,000	1,240	15,800	14,560	1,240	13,320	12,080	1,240	10,840	9,600	1,240
56,690	2,860	56,690	73,950	37,090	40,010	2,920	37,090	34,170	2,920	31,250	27,330	46,700	6,170	40,530	14,000	26,530	2,000	24,530	22,430	2,100	20,330	18,230	2,100	16,130	14,990	1,140	13,850	12,710	1,140	11,670	10,530	1,140	10,390	9,250	1,140
287,453	33,370	287,453	90,000	55,830	30,000	25,830	30,000	25,830	25,830	25,830	25,830	49,637	16,633	33,004	2,000	31,004	1,000	30,004	28,004	2,000	26,004	24,004	2,000	22,004	20,004	2,000	18,004	16,004	2,000	14,004	12,004	2,000	12,004	10,004	2,000

小賣		仕入金額		買賣差益		營業費		損益		手持商品		從業員		借入金		資本		販賣金額		仕入金額		買賣差益		營業費		損益		手持商品		從業員		借入金			
10,600	550	10,600	27,190	16,590	17,140	550	16,590	16,040	550	15,490	13,940	23,520	3,580	20,000	1,000	19,000	17,900	1,100	16,800	15,700	1,100	14,600	13,500	1,100	12,400	11,300	1,100	10,200	9,100	1,100	8,000	6,900	1,100		
16,670	530	16,670	39,950	23,650	24,180	530	23,650	23,150	530	22,620	21,070	29,000	3,730	25,270	1,000	24,270	23,170	1,100	22,070	20,970	1,100	19,870	18,770	1,100	17,670	16,570	1,100	15,470	14,370	1,100	13,270	12,170	1,100		
105	137	105	511	340	340	113	340	227	113	114	113	489	154	335	104	231	13	218	207	11	196	185	11	174	163	11	152	141	11	130	119	11	108	97	11

小賣		仕入金額		買賣差益		營業費		損益		手持商品		從業員		借入金		資本		販賣金額		仕入金額		買賣差益		營業費		損益		手持商品		從業員		借入金			
1,510	76	1,510	4,460	2,750	2,826	76	2,750	2,680	76	2,604	2,438	3,212	856	2,356	330	2,026	1,916	100	1,816	1,706	110	1,596	1,486	110	1,376	1,266	110	1,156	1,046	110	936	826	110		
3,400	26	3,400	8,440	5,040	5,116	26	5,040	4,980	26	4,954	4,788	5,596	1,040	4,556	330	4,226	4,116	110	4,016	3,906	110	3,796	3,686	110	3,576	3,466	110	3,356	3,246	110	3,136	3,026	110		
105	137	105	511	340	340	113	340	227	113	114	113	489	154	335	104	231	13	218	207	11	196	185	11	174	163	11	152	141	11	130	119	11	108	97	11



仕入金額	賣買差益	營業費	損益	手持商品	従業員	借入金	資本	販賣金額	仕入金額	賣買差益	營業費	損益	手持商品	従業員	借入金
四〇六、六五	一三、三〇七	八三、三六〇	四〇、八三七	七、五五六	一四、八三二	六六、六五	五、〇〇	九、〇〇	六、九	六、九	二、一	二、一	〇、七	一、四	〇、七
三九〇、三七	一〇、〇〇〇	九、〇〇四	一、〇〇六	六、五五六	七、八八七	九、五九九	五、六三	三、六七	二、七三	九、四	八、五	〇、九	〇、九	〇、九	〇、九
二八、八三七	六、〇〇〇	五、〇八二	九、三三三	四、七六九	一三、八八六	三、一五三	三、一	四、九	三、八	一、一	〇、九	〇、九	〇、九	〇、九	〇、九
一、七、七二	三、〇〇〇	三、四七八	三、〇、六九	一、九、三二	一四、一三六	三、〇、八七三	三、〇、三二	八、八〇六	二、九四七	一、二四三	一、六六三	一、〇七四	一、〇七四	一、〇七四	一、〇七四

業費損益	對資本	廻轉率	商	負債率	給料勞賃	地代家賃	廣告費	租稅公課	點燈暖房	掛	倒	運賃	保險料	其他
一五、五	九、八	一三、九	一、八	三、八	五、三	三、六	〇、八	〇、七	一、一	〇、八	〇、八	〇、八	〇、三	二、七
一、八、二	三、三	一六、八	〇、七	一、六	一、〇	二、二	一、〇	〇、八	〇、九	〇、九	〇、九	一、四	〇、三	四、七
一〇、六	一、四	五、三	一、六	一、六	五、〇	五、九	〇、五	〇、九	一、七	一、三	一、三	〇、四	〇、五	二、一
一、〇、六	一、四	五、三	一、六	一、六	五、〇	五、九	〇、五	〇、九	一、七	一、三	一、三	〇、四	〇、五	二、一

仕入金額	賣買差益	營業費	損益	手持商品	従業員	借入金	資本	販賣金額	仕入金額	賣買差益	營業費	損益	手持商品	従業員	借入金
三、八、五五六	五、八四九	三、八、四六四	三、〇、三六五	三、七、三二	一、五、三九五	一、六、〇三九	一、八、一	三、八	三、〇	三、〇	〇、八	〇、八	〇、六	二、二	〇、二
四、八、七三	一、二〇〇	一、四〇三	一、六七	九、九〇	一、五、三	六、六	一、三、三	一、七	一、三	一、三	一、七	一、四	〇、五	三、五	〇、五
一、三、七〇	三、七〇	三、五、一六〇	一、八、五九	三、四、六〇	一、五、三三	一、五、四〇三	一、七	一、三	一、三	一、三	一、七	一、四	〇、五	三、五	〇、五
一、九、七〇	三、三〇	三、三二	一、六九	一、六五	一、八、三	一、八、三	四、六、五	一、三、三、六	一、〇、七、二	二、八、四	二、三、九	一、三、九	九、四、五	九、七、二	一〇、一

業費損益	對資本	廻轉率	商	負債率	給料勞賃	地代家賃	廣告費	租稅公課	點燈暖房	掛	倒	運賃	保險料	其他
一、四、四	七、六	一五、九	二、二	七、三	三、六	五、三	〇、三	〇、五	一、五	〇、九	〇、九	〇、四	〇、四	一、五
一、七、一	二、八	四、四	一、六	六、一	七、一	一、三	一、〇	〇、五	〇、九	〇、八	〇、八	〇、七	〇、七	一、四
一、四、八	七、八	一、六、〇	二、一	六、九	三、四	五、七	〇、三	〇、七	一、六	一、〇	一、〇	〇、四	〇、四	一、三
九、四	七、一	一、九、四	二、七	一、四、五	四、五	一、七	〇、六	〇、二	〇、五	一、〇	一、〇	〇、一	〇、一	一、七

額	仕入金額	賣買差益	營業費	損益	手持商品	従業員	借入金	資本	販賣金額	仕入金額	賣買差益	營業費	損益	手持商品	従業員	借入金
小	四、九、九二五	五、七、七七	二、〇、八七	七、九〇七	三、四、六八〇	八、三、〇天	六、六、四	二、六、二	四、八、九	四、〇、九	八、〇	五、五	二、五	五、五	六、六	五、〇
大	一、三、八、八七	五、二、八四〇	六、六、五〇三	六、九、九四五	三、八、五五八	六、四、九五四	六、四、七、七	三、三、七	六、三、九	五、三、九	一、〇、〇	一、〇、〇	七、〇	三、〇	七、一	六、七
計	一、〇、〇、八	三、三、四、七	一、四、〇、八四	七、九、六三	六、一、三三	一、七、〇、七三	三、八、四、七	八、七	一、六、四	一、三、一	三、四	一、九	一、五	一、八	四	〇、九

費損益	對資本	廻轉率	商	負債率	給料勞賃	地代家賃	廣告費	租稅公課	點燈暖房	掛	倒	運賃	保險料	其他
一、二、二	五、二	九、五	一、九	一、八、八	四、四	一、一	〇、六	〇、五	〇、五	〇、五	〇、九	〇、八	〇、三	二、三
一、二、三	四、七	八、七	一、九	八、八	四、四	一、〇	〇、七	〇、五	〇、五	〇、五	〇、八	〇、八	〇、三	二、三
一、二、六	九、〇	一、六、七	一、九	九、一	四、四	一、六	〇、三	〇、五	〇、八	一、三	一、〇	一、〇	〇、二	一、五



〔其二〕經營規模

I 經營組織別

種別	總數			實數			法			個人			個		
	實數	百分比	法	實數	百分比	法	實數	百分比	法	實數	百分比	法	實數	百分比	法
總數	一五、二三八	100.0	四、六三三	二七	一五、〇〇六	二七	一五、〇〇六	九七.三							
	八〇、三三三	100.0	四〇、八四四	五.一	七六、三三九	九四.九									
	七五、八三五	100.0	五四八	〇.七	七五、二七七	九九.三									
新市場	一三、九八〇	100.0	二、一〇六	一五.一	一一、八七四	八四.九									
	一三、〇三三	100.0	一九三	一六.六	一〇、〇〇〇	八三.四									
	一、九五七	100.0	一一三	五.八	一、八四四	九四.二									
卸賣	一三、三〇三	100.0	一九三	一六.六	一〇、〇〇〇	八三.四									
	五、六〇三	100.0	一、〇二二	一八.一	五、五三〇	九八.三									
	六、七〇二	100.0	二〇二	〇.四	六、三九八	九九.六									
小賣	一三、八五五	100.0	一、四一四	六.八	一二、九二四	九三.二									
	九、六八八	100.0	一、〇〇二	一〇.四	八、六七九	八九.六									
	四、一七六	100.0	一三三	三.二	四、〇三五	九六.八									

其二 經營規模

II 資本金額別

種別	總數			卸			小			賣		
	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數
總數			100.0									
數			100.0									
未一、〇〇〇圓			40.6									
未五、〇〇〇圓			35.4									
以五、〇〇〇圓上			24.0									
種別	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數
數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
未一、〇〇〇圓	27.1	13.3	40.4	31.1	10.3	41.4	34.3	10.3	44.6	35.5	5.2	40.7
未五、〇〇〇圓	47.5	36.9	84.4	40.1	46.3	86.4	33.4	33.2	66.6	30.4	40.7	71.1
以五、〇〇〇圓上	25.4	50.8	76.2	28.8	16.3	45.1	34.9	56.7	91.2	34.1	44.1	78.2

III 従業員數別 (舊市域のみ)

業態別	總數			卸			小		
	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數
總數			100.0%						
數			100.0						
一人			26.5						
二人			46.6						
三人			14.5						
四人			5.5						
五人			3.2						
六人			1.1						
七人以上			0.7						
種別	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數
數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一人	7.9	31.1	39.0	7.9	28.6	36.5	7.9	31.1	39.0
二人	36.6	50.1	86.7	36.6	50.1	86.7	36.6	50.1	86.7
三人	24.7	11.4	36.1	24.7	11.4	36.1	24.7	11.4	36.1
四人	11.5	3.0	14.5	11.5	3.0	14.5	11.5	3.0	14.5
五人	7.9	1.3	9.2	7.9	1.3	9.2	7.9	1.3	9.2
六人以上	9.4	1.1	10.5	9.4	1.1	10.5	9.4	1.1	10.5

IV 販賣金額別 (舊市域のみ)

業態別	總數			卸			小		
	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數
總數			100.0%						
數			100.0						
未一、〇〇〇圓			14.8						
未五、〇〇〇圓			44.5						
未一〇、〇〇〇圓			15.7						
未三〇、〇〇〇圓			3.3						
未五〇、〇〇〇圓			3.8						
以五〇、〇〇〇圓上			8.0						
種別	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數	新市域	舊市域	總數
數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
未一、〇〇〇圓	2.4	18.8	21.2	2.4	18.8	21.2	2.4	18.8	21.2
未五、〇〇〇圓	26.9	53.4	80.3	26.9	53.4	80.3	26.9	53.4	80.3
未一〇、〇〇〇圓	19.2	11.8	31.0	19.2	11.8	31.0	19.2	11.8	31.0
未三〇、〇〇〇圓	35.6	8.9	44.5	35.6	8.9	44.5	35.6	8.9	44.5
未五〇、〇〇〇圓	9.6	1.3	10.9	9.6	1.3	10.9	9.6	1.3	10.9
以五〇、〇〇〇圓上	16.3	1.8	18.1	16.3	1.8	18.1	16.3	1.8	18.1

其二 經營規模

V 損益金額別 (舊市域のみ)

業態別	總數	利益				損			
		總數	未滿	滿	以上	總數	未滿	滿	以上
業態別	總數	2,000	500	1,500	3,000	500	2,500	1,000	2,000
卸賣	100.0%	2,000	500	1,500	3,000	500	2,500	1,000	2,000
小賣	100.0%	2,000	500	1,500	3,000	500	2,500	1,000	2,000
卸小賣	100.0%	2,000	500	1,500	3,000	500	2,500	1,000	2,000

VI 借入金額別 (舊市域のみ)

業態別	總數	借入金			
		總數	未滿	滿	以上
業態別	總數	1,000	300	700	2,000
卸賣	100.0%	1,000	300	700	2,000
小賣	100.0%	1,000	300	700	2,000
卸小賣	100.0%	1,000	300	700	2,000

〔其三〕 開業年次別營業所數 (昭和六年より廻り三箇年間隔)

業態別	總數	昭和六年より廻り三箇年間隔		
		昭和六年	昭和七年	昭和八年
業態別	總數	100.0%	100.0%	100.0%
卸賣	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
小賣	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
卸小賣	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

〔其四〕 小賣商同業夥多と經營狀態並缺損業種(△)百貨店被重壓業種(同業種賣上の五割以上)(D)

業種	所營業數	一營業所當平均	損益		販賣金額に對し		資本廻轉率	商品廻轉率	負債率	備考
			對資本	對賣上	仕入額率	營業費率				
菓子・パン類	1,984	48.8	1.9	3.0	70.0	3.2	0.8	8.3	1,393	
雜食料品類	1,402	73.8	1.5	4.4	82.1	3.5	1.9	9.0	1,993	
酒類・調味料	8,355	59.7	3.0	1.7	81.3	3.7	5.1	8.5	3,732	
清涼飲料	8,355	59.7	3.0	1.7	81.3	3.7	5.1	8.5	3,732	
履物・雨具類	8,355	59.7	3.0	1.7	81.3	3.7	5.1	8.5	3,732	
穀類・粉類	7,476	33.4	9.6	1.7	69.8	3.6	3.5	3.7	1,334	
蔬菜・果實	6,050	38.0	3.4	4.9	85.7	3.5	3.5	3.7	4,510	
織物・被服類	5,290	98.9	7.4	1.6	74.8	3.5	1.6	4.0	3,358	
D 建具・家具	1,781	46.8	1.4	3.1	80.9	3.3	1.3	4.4	2,005	
△ 玩具・運動具	1,186	33.4	1.6	4.0	80.6	3.4	1.3	4.1	2,110	
D 小間物・洋品類	3,673	48.6	2.8	5.8	77.9	3.3	1.3	3.3	2,405	

備考 \*印は店舗數調査に表はれたる數字  
△印は損失を示す

其三 開業年次別營業所數 其四 小賣商同業夥多と經營狀態並缺損業種





自轉車及同部分品	一、三三	四三	六四	七五〇
諸機械器具	三三三	一、五七	八〇	一三三
石材・煉瓦・セメント等	四六	一、三三	二八七	八〇
陶磁器	六六	八九	二、五四	三、六八
硝子類	七五	七〇	九七〇	六八
賣藥藥品	二、〇六	三七	三三	三、四八
塗料・顔料・染料	二、二五	四、七五	一、四七	三、七
香料	九	五、四五	六三	三、七
石灰	二、六五	二、〇三	九六	二、五
化粧品	二、三二	三、四	二、五	二、四
木材竹材	七五	六七	八	一、九
建築家具	一、五〇	三九	一、三	一、七三
漆器	五〇	一〇、八二	三三	一、六五
佛壇祭神具	二、五七	二、一五	五九	一九
風呂桶類	二、〇四	二、六三	一、〇	二、八、四七
疊・疊表	四三	一、五七	八二五	七二
紙類	一、三三	八九	二、八七	一三三
新聞紙	八九	二、四〇	二、七	八〇
圖書・雜誌	七〇	七九	九七〇	六、七三
古本	三七	三三	三、四八	三、六八
古道具	四、七五	一、四七	三、七	三、六八
靴	五、四五	六三	三、七	六、八
履物・傘・提灯	二、〇三	九六	二、五	三、七
洋傘	三、四	二、五	二、五	二、四
行李類	六七	八	六、四八	一、九
行類	三九	一、三	四、九	一、七三
袋物	一、五〇	三三	三、四七	一、六五
文房具	二、一五	一、五五	三九	一九
玩具具	二、〇五	五九	九〇	二、八、四七
運動具・娛樂品	二、六三	一、〇	四、六三	
小間物	六四	八二五	四、六三	七二
髮飾	八〇	六、七三		四、三〇
刷毛・刷子	二八七	三、七		六、七三
荒物・金物	二、五四	二、七		一、四八
生花	九七〇	九七〇		八六
植木・草花・種子	三、四八	三、四八		五、八八
釣具	三、七	三、七		二、四九
印刷具	六三	三、七		二、四九
糊	二、五	二、五		二、〇四
有價證券	六、四八	二、五		四、三
其他物品	四、九	一、三		二、八〇
百貨店	三、四七	三三		三、四
雜貨	一、五〇	一、五五		三、五
百貨店	二、〇五	五九		二、八、四七

(備考)

大阪市産業部調に依る

昭和十年二月十一日初版印刷  
昭和十年二月十五日初版發行

商品配給論  
定價金參圓參拾錢

著者

小林 行 昌

發行者

東京市神田區神保町二丁目二番地  
株式會社 巖松堂書店



石代表者 波多野重太郎

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
白井 赫太郎

發兌元

東京市神田區  
神保町二丁目

巖松堂書店

電話番號九段(33)四一三三番 四一三六番  
振替口座東京六五五六番

東京 精興社 神田

書行刊店書堂松巖

商學博士 小林行昌著 訂倉庫論 菊判布製 定價三・五〇 送料二二	商學博士 小林行昌著 訂增稅關論 菊判布製 定價三・八〇 送料二二	法學博士 內池廉吉著 市場要論 菊判並製 定價一・五〇 送料一〇	前東株理事 長滿欽司著 取引所要論 菊判布製 定價三・〇〇 送料一四	早大教授 上坂西三著 貿易經營論 菊判布製 定價三・〇〇 送料二二	明大教授 大鹽龜雄著 現產業地理講話 菊判布製 定價二・五〇 送料二二
---	--	---	---	--	--

書目 商業發行 店書堂松巖

增地庸治郎著 經營要論 菊判 定價一・六〇	佐々木吉郎著 經營經濟學の成立 菊判 定價三・〇〇	竹内省三譯 リンフマン氏 國際企業合同論 菊判 定價一・〇〇	上坂西三著 貿易經營論 菊判 定價三・〇〇	林癸未夫著 工業經濟概論 菊判 定價二・〇〇	太田哲三著 貸借對照表學講話 菊判 定價二・〇〇	伊藤正一著 原價計算論 菊判 定價六・〇〇	中瀬勝太郎著 會計監査綱要 菊判 定價三・三〇	內池廉吉著 市場要論 菊判 定價一・五〇	長滿欽司著 取引所要論 菊判 定價三・〇〇	鈴木武志著 取引所法通論 菊判 定價二・一〇	小林行昌著 商品配給論 菊判 定價三・三〇	青木得三著 訂改銀行論 菊判 定價三・五〇
--------------------------------	------------------------------------	--	--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

發行 商業 書目 松 堂 書 店

加藤由作者	石田祐六著	加藤正道譯	田中徳次郎譯	三浦義道著	栗津清亮著	栗津清亮著	栗津清亮著	栗津清亮著	小林行昌著	辻岡喜代次郎著	前馬治一著	小林行昌著	造船協會編
海上危險論	豫定海上保險論	海上保險	海上保險	保險學	訂改保險學綱要(生命保險)	訂改保險學綱要(海上火災)	訂改保險學綱要(緒論總論)	訂改保險學綱要	訂增稅關論	倉庫證券論	倉庫原論	再倉庫論	和英船舶工學術語集
定價 三、八〇	定價 二、〇〇	定價 二、五〇	定價 三、〇〇	定價 四、五〇	定價 二、五〇	定價 二、五〇	定價 二、五〇	定價 三、八〇	定價 三、二〇	定價 四、三〇	定價 四、三〇	定價 三、五〇	定價 二、八〇

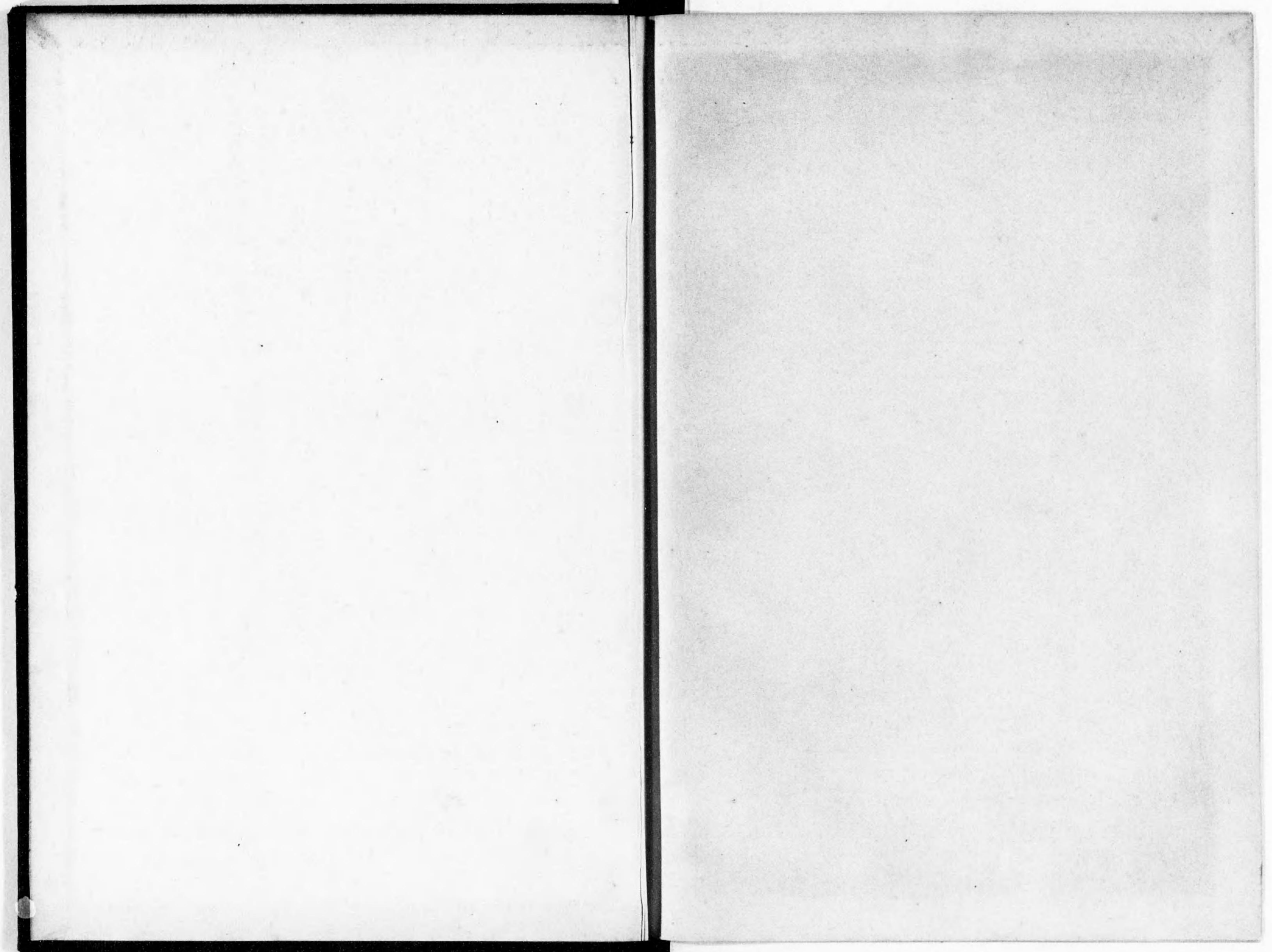
發行 商業 書目 松 堂 書 店

住田正一著	住田正一著	住田正一著	牧野幾久男著	喜安健次郎著	江藤誠之著	小宮山敬保著	大谷顯太郎著	小平權一著	杉本正幸著	高城仙次郎著	青木得三著	小野正一著
海運叢談	海上運送史論	船舶實務	海上運送實務	訂改運送營業	交通概論 第一卷 鐵道經營論	新銀行簿記要義	訂改實踐銀行簿記	農業金融論	不動產金融論	金利概論	補訂貨幣論	銀行取引法概論
定價 一、二〇	定價 三、〇〇	定價 一、五〇	定價 二、八〇	定價 四、五〇	定價 三、〇〇	定價 一、八〇	定價 一、三〇	定價 八、〇〇	定價 八、〇〇	定價 一、三〇	定價 三、五〇	定價 三、五〇



慶松堂書店 發行 商業書目

角田總夫著	火災保險	定價 三、三〇
入江眞太郎著	信託法原論	定價 五、二〇
遊佐慶夫著	信託法制評論	定價 三、〇〇
坂本芳治著	信託會社の組織と經營	定價 四、七〇
平貞藏著	商業史概論	定價 二、八〇
檜崎敏雄著	現代道路論	定價 三、三〇
八木澤善次著	農村經濟政策論	定價 四、三〇
錦織理一郎著	統計學總論	定價 一、八〇
大鹽龜雄著	現代産業地理講話	定價 二、五〇
大森良一著	航空保險論	定價 五、三〇
小笠公昭著	商業組合概説	定價 一、八〇
石井讓著	損害保險論	定價 二、八〇
久伊藤武雅著	商業算術提要	定價 三、二〇



終

